

平成29年 6 月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成29年 6 月21日～22日

場 所 第2委員会室

平成29年6月21日(水曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成29年度宮崎県一般会計補正
予算(第1号)

○議案第2号 県税の課税免除等の特例に関す
る条例の一部を改正する条例

○報告第1号 専決処分の承認を求めること
について[宮崎県税条例の一部を改
正する条例]

○報告事項

・平成28年度宮崎県繰越明許費繰越計算書(別
紙3)

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・平成29年度政策評価について
- ・宮崎県県民意識調査結果(平成28年度)の概
要について
- ・水素エネルギー等の利活用促進に向けた構想
の策定について
- ・2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備
について
- ・日豊本線高速化調査の実施について
- ・平成28年度移住の状況について
- ・「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」の登録
決定及び今後の取組について
- ・フードビジネスの推進について
- ・宮崎県男女共同参画センターの指定管理者の
第五期指定について
- ・国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭の開
催について
- ・記紀編さん1300年記念事業の今年度の取組に
ついて

・宮崎県東京学生寮の指定管理者第五期指定に
ついて

・「みやざき行財政改革プラン(第二期)」に基
づく行財政改革の取組について

・霧島山の火山活動に係る対応について

出席委員(8人)

委 員 長	二 見 康 之
副 委 員 長	岩 切 達 哉
委 員	緒 嶋 雅 晃
委 員	蓬 原 正 三
委 員	中 野 一 則
委 員	松 村 悟 郎
委 員	河 野 哲 也
委 員	前屋敷 恵 美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長	日 隈 俊 郎
県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当)	井 手 義 哉
総 合 政 策 部 次 長 (県民生活担当)	鶴 田 安 彦
部参事兼総合政策課長	松 浦 直 康
秘 書 広 報 課 長	横 山 浩 文
広 報 戦 略 室 長	吉 村 達 也
統 計 調 査 課 長	和 田 括 伸
総 合 交 通 課 長	小 倉 佳 彦
中山間・地域政策課長	奥 浩 一
産 業 政 策 課 長	重黒木 清
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課	弓 削 博 嗣
交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監	最上川 周 一
みやざき文化振興課長	川 口 泰 夫

記紀編さん記念事業 推進室長	米良勝也
人権同和対策課長	工藤康成
情報政策課長	蕪美知保

します。
 執行部入室のため、暫時休憩いたします。
 午前9時58分休憩

午前10時1分再開

総務部

総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
総務部次長 (総務・職員担当)	渡邊浩司
総務部次長 (財務・市町村担当)	武田宗仁
危機管理局長 兼危機管理課長	藪田亨
総務課長	丸田勉
防災拠点庁舎整備室長	宮里雄一
部参事兼人事課長	吉村久人
行政経営課長	日高幹夫
財政課長	川畑充代
税務課長	棧亮介
市町村課長	横山幸子
総務事務センター課長	大田原節郎
消防保安課長	福栄芳政

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等
 について、部長の概要説明を求めます。

○日隈総合政策部長 おはようございます。総
 合政策部でございます。どうぞよろしくお願
 いたします。

まず、お礼を申し上げたいと思います。

先般の県内調査におきましては、委員の皆様
 には、総合政策部関連の事業等を調査いただき
 まして、まことにありがとうございました。調
 査先での御意見等につきましては、今後の施策
 の展開等において参考にさせていただきたいと
 思います。どうぞよろしくお願いたします。

また、6月7日に開催いたしました国民文化
 祭、全国障害者芸術・文化祭の県実行委員会の
 設立総会におきましては、蓬原議長、そして二
 見委員長に御出席を賜りまして、まことにあり
 がとうございました。大会の成功に向け、県議
 会の御協力もいただきながら、着実に準備を進
 めてまいりたいと考えております。どうぞよろ
 しくお願申し上げます。

さらに、6月14日には、祖母・傾・大崩地域
 をユネスコエコパークに登録することが正式に
 決定されまして、17日に延岡市で開催しました
 祝賀会におきましては、蓬原議長を初め、地元
 選出の緒嶋委員、河野委員にも御出席を賜りま
 した。まことにありがとうございました。これ
 まで御支援をいただきました県議会の皆様に深
 く感謝申し上げますとともに、今後はこの世界
 ブランドを活用いたしまして、一層の地域振興

事務局職員出席者

議事課主査	原田一徳
総務課主任主事	日高真吾

○二見委員長 ただいまから総務政策常任委員
 会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありま
 す。

日程案につきましては、お手元に配付のとおり
 であります。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いた

に努めてまいりたいと考えております。引き続き、御支援・御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今回の委員会で御審議いただきます当部所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

座って説明いたします。

お手元にお配りしております総務政策常任委員会資料でございますけれども、この資料をおめくりいただきまして、目次をごらんいただきたいと思っております。

今回、総合政策部からお願いしております予算議案は、議案第1号「平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」であります。

右側の資料の1ページをごらんいただきたいと思っております。

今回お願いしております総合政策部の一般会計補正額は、一般会計の表の一番下でございますが、3,000万円の増額であります。これは、後ほど担当課長から説明させますが、ふるさと宮崎ワーキングホリデー事業に係る補正でございます。補正後の一般会計予算額は、その一番右端の欄にありますように、130億7,391万円となります。

次に、もう一度目次にお戻りいただきまして、Ⅱの報告事項でございますが、繰越明許がございます。内容は6件ございますが、これも後ほど担当課長から御説明いたします。

その下のⅢその他報告事項でございます。記載しておりますとおり、本日は11件の報告事項がございます。詳細につきましては、それぞれの項目について、担当課長から御説明いたします。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○二見委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○奥中山間・地域政策課長 それでは、中山間・地域政策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成29年度6月補正歳出予算説明資料の3ページをお開きいただきたいと思います。

当課の補正予算額は、3,000万円の増額補正でございます。補正後の額は、6億1,913万3,000円となります。

補正の内容について御説明いたします。5ページをお開きください。

(事項) 移住・定住促進費3,000万円の増額補正でございますが、これは、説明欄の新規事業「ふるさと宮崎ワーキングホリデー事業」を国から受託し、実施することによる増額補正でございます。

この事業の詳細は、総務政策常任委員会資料で御説明させていただきます。

大変恐れ入りますが、委員会資料の2ページをお願いいたします。

ふるさと宮崎ワーキングホリデー事業について御説明いたします。

まず、1、事業の目的でございますが、都市部の若者が一定期間本県に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流などを通じ、本県の豊かな自然や温かな県民性などの魅力に触れることで、参加者が都市部へ戻った後も新たなふるさととして本県を応援いただく、ひいては将来の移住につなげるなど、都市部から本県への人の流れを創出するものでございます。

続きまして、2の事業概要でございます。

(1) 予算額につきましては、3,000万円でご

ございます。

(2) 財源につきましては、全額国庫委託金でございます。

(3) 事業期間でございますが、本事業は平成29年度の単年度の実施となります。

(4) 事業内容についてでございますが、この事業は、国が実施するワーキングホリデー事業を受託し、都市部の若者などを受け入れる体制を構築いたしますとともに、中山間地域の暮らしを体感する場の提供や、地域とのかかわりを深めるための交流イベント等を実施するものであります。

①受入予定人数につきましては、都市部の若者100名の受け入れを予定しております。

②実施時期につきましては、学生の夏休みと春休みに合わせまして、9月の夏期と2月から3月の春期の2回に分けての実施を予定しております。

なお、参加者1人当たりの受け入れ期間は、2週間から1カ月間としております。

③受入企業につきましては、受け入れを希望する市町村等の紹介により選定することといたしておりまして、本県の基幹産業である農業ですとか焼酎メーカーなどの製造業、ホテルや旅館など観光業等を受け入れ先として想定しております。

さらに、④にありますとおり、地域の方々の交流イベントや、地域に根差した文化等を紹介する場を提供することとしております。

3、事業効果につきましては、都市部の若者に宮崎のよさをPRすることができ、将来に向けた移住・UIJターンの促進や交流人口の増加が期待できること、また、若者の受け入れにより、繁忙期の人手不足の解消や将来の担い手確保にもつながることが期待できます。

3ページに、事業の概要をイメージ図として記載しております。図の中ほどのワーキングホリデーの実施体制といたしまして、国から委託を受けまして、本県は全体をコーディネートしながら、参加者の募集あるいは参加者と受け入れ企業とのマッチング、相談窓口の設置等を行います。

また、市町村や受け入れ企業と連携いたしまして、市町村におきましては受け入れ企業の選定や交流イベントの実施、受け入れ企業におきましては、仕事の場の提供、受け入れ時の研修会等を実施するものであります。

説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について、質疑はありませんか。

○河野委員 西米良が先進的にワーキングホリデーで取り組んでいたと思うんですけど、この事業に生かそうということで、その西米良の事業効果とかそういうものは掌握されているのでしょうか。

○奥中山間・地域政策課長 西米良村におきましては、平成10年度からこの事業を実施しておりまして、ただいまの状況をお聞きしましたところ、受け入れ先としては、大体もう年間五、六戸になっているということでございます。過去5年間の平均でお聞きしましたところ、大体平均で十二、三件ということでございます。

高齢化が進みまして、なかなか受け入れ先の確保も困難になっている状況ではあります。例えば昨年度につきましては、宮崎大学の学生といろいろ交流をする中で、二十数名に来ていただいたこともございますので、今後もしっかりやっていきたいというふうに伺っております。

○河野委員 ということからすると、市町村の募集の仕方というか、受け入れの仕方というか、

何か工夫が必要だなと感じるんですが、市町村に対しての募集要項の説明とかは。

○奥中山間・地域政策課長 事前の説明等は、今、市町村と始めているところがございます。

○松村委員 大学生に限定しているのかどうかわかんないけれど、等と書いてあるから、まだいろんな若い人たちが来るんでしょうけれど。この人たちは、ワーキングホリデーというメニューがありますよということを提示したときに、じゃあ、行ってみたいと思って手を挙げて御連絡いただくわけですよね。そのときに、例えば3,000万という予算の中で、学生さんに対する費用とか、働いているときの費用とか、イベントの費用というのがあるけれど、まず3,000万の割り振りはどういう予算の配分をしているのかというのと。

ワーキングホリデーを利用する学生さんを中心に考えると、行こうというときに、例えば北海道から宮崎に来るか、東京から宮崎に来るかわかんないけれど、そここのところの旅費とかも見るのか。滞在しているときの費用は誰が見るのか。

それと、ここは繁忙期に働くチャンスがあるということだったら、働く対価というのは企業が出すのか、企業に対して何かしらのインセンティブを出すのか。学生さんにとって、1カ月ここで過ごして、宮崎の農業をやったり、企業でいい体験ができた、その対価として少しお小遣いになって帰るのか。

学生さんの立場で、その辺の全体を説明していただけないですか。

○奥中山間・地域政策課長 まず、最初の御質問でありました、予算の大体の概要でございますが、参加者の募集あるいは決定に係る費用がございます。これは都市部、東京、大阪、福岡

で学生を集めて説明会を開催したいと思っています。それで、学生さんにこの事業の参加を呼びかけたいと。また、参加が決まりましたら、改めてオリエンテーション等を各地で開催するというような費用がございます。

それから、受け入れ体制の整備に係る予算がございます。これは、参加していただく学生さん、若者たちにつきましては、できるだけ安いところに泊まっていただくように、今、市町村と調整を始めているところがございますが、ただ、いかんせん、民間のビジネスホテルとかに泊まらないといけないような状況も考えられますので、そういった場合につきましては、県のほうで若干補助をしたいと考えております。

交通手段につきましても、都市部ではない、中山間地域とかに行けば、なかなか交通の便も悪いような状況も考えられますので、その辺の交通機関の支援みたいなところも考えております。

それから、交流イベントといたしまして、市町村と一緒に開催することにしておりますので、そのための費用、それからあとは、受け入れ企業のほうにも研修会をしていただいたり、あるいは作業服とか帽子とか長靴とかそういった必要経費がございますので、その分の負担は県のほうでしたいと考えております。

また、御質問がありました、若者の立場で考えたときの本県に来るときの旅費でございますが、この旅費につきましては、自己負担にさせていただきます。

それから、この期間の滞在の費用でございますが、基本的にはこちらのほうの企業に雇用契約を結んでいただいて、実際働いていただくこととしております。ですから、働いた対価で基本的には滞在していただくということになりま

す。

小遣い等につきましても、できるだけ滞在費用の中で浮いた分を——なるべく浮くような形にはしたいと思いますが、結局、働いた対価で余ったものをそういったお小遣い等にも充てていただくということになろうかと思えます。

○松村委員 わかりました。基本的には、夏休みを使って、東京の方が東京で体験しようと思って居酒屋でアルバイトをするというのも一つだけれども、いわゆるそれぞれが日本中のふるさとに出向いて行って、体験の中で働いたお金でホテル代とかあるいは交通費とかも何とかなるよねと、足りない分は少し手出ししてでも体験してみたいという学生さんに来ていただきたいということですよ。3,000万だから、100人ということは、1人当たりでいくと30万の費用がかかるということですよ。わかりました。

○中野委員 これは全額国庫の委託ですが、日本全体では総額幾らを予算としているのかということと、これを受け入れている都道府県は、宮崎を含めて何県あるのかをお尋ねします。

○奥中山間・地域政策課長 今回、これの受け入れをする県は、10県でございます。トータルでは、5億6,000万ということでございます。

○中野委員 宮崎県の実施体制のことも書いてあれば、市町村、企業とあるんですが、これは、各県それぞれの創意工夫で自由に使えるということですか。

○奥中山間・地域政策課長 国からの委託事業でございますので、この中身につきましては、自由に使えるということもあるんですが、基本的には国と協議して認めていただかないといけないことになっております。

○中野委員 かなり縛りがあるわけですね。

○奥中山間・地域政策課長 支出項目について

は、大体大まかなところ、先ほどお話ししましたようなところでしか使えないということになっております。

○中野委員 他県に負けないように、満額を使って、いい結果が出るように期待しています。

○緒嶋委員 これはいい経験をしていただくということで、ある程度、県下全体に——地域が固定というか、極端に言えば100人が1カ所ということじゃなくて、県内にできるだけバランスよく。将来は移住までになるということであれば、どういう人が手を挙げてくるかわからんけれど、宮崎のよさがわかるように、ある程度そのあたりも十分考えてやるべきだと思うんだけど、基本的に、来る人のニーズに合わせて地域は選択するということですか。

○奥中山間・地域政策課長 まず、これは、市町村に全て希望をとりまして、受け入れを希望している市町村は全部受け入れていただきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 それと、いろいろな経験というか、宮崎県に対する思いとかいろいろ、レポート的に出してもらって、それを将来の参考にしながらやるということも大変いいんじゃないかと思うけれども、そのあたりは考えておられますか。

○奥中山間・地域政策課長 事業終了後にはアンケート調査をさせていただきまして、今後の参考にさせていただきたいと思えます。

○前屋敷委員 この事業は、都会の若者が地方にも目を向ける。宮崎県が手を挙げたということでは、宮崎をよく知ってもらいたいというのが大きな目的にあると思うんですけど、これは、県が最初の窓口になって各市町村に案内をするわけですか。

○奥中山間・地域政策課長 窓口は県のほうでということでございます。

○前屋敷委員 今、各自治体に声をかけているということですが、事前にそういう話はしてあるんでしょうけれど、感触としてはどうなんですか。農家であるとか、企業であるとか、受け入れ体制が整わないと、100名の受け入れというのはなかなかスムーズにはいかないかなと思うんですが。

それとあわせて、もう一つは、先ほど雇用契約を結ぶと言われたんですけど、その雇用契約は、希望された、応募してこられた方と会社なり農家なりが直接結ぶのか。そこに県とか自治体は介在していくことになるだろうと思うんですけど、単価といたしますか、金額といたしますか、そういったものは自由に設定ができるものなんですか。

○奥中山間・地域政策課長 まず、雇用契約につきましても、きちんと受け入れ企業が決まりましたら、我々のほうから最低賃金等も含めまして、しっかりレクチャーをして受け入れていただくということにしております。

それから、受け入れ体制につきましても、現在のところ18市町村が手を挙げてきておりますが、ただ、これもまだ引き続き希望をとって、先ほど申しあげましたように、受け入れたいというような市町村がございましたら、全て参加していただきたいと思っております。

○前屋敷委員 単年度事業ということなんですけれど、今回この事業をされるとして、今後につながらないといけないわけですよね。そういった意味では、各市町村が主体となって、同じ事業じゃなくても、これにそぐうような事業などの展開を将来見据えておられるのかどうか、その辺のところはどうですか。

○奥中山間・地域政策課長 おっしゃいますとおり、先ほど御質問がございましたが、西米良

村はもうずっと平成10年度からこの事業を始めております。今回、いろいろな市町村にこの事業に参加していただくことで、受け入れのノウハウも蓄積されますし、きっと市町村の中には引き続きやりたいというところも出てきますし、県としても一緒になって支援していきたいと考えております。

○蓬原委員 国の所管省庁はどこですか。総務省ですか。

○奥中山間・地域政策課長 総務省でございます。

○蓬原委員 10県ということでしたが、この県の名前がわかりますか。

○奥中山間・地域政策課長

申し上げますと、石川県、福井県、岐阜県、京都府、鳥取県、島根県、岡山県、高知県、福岡県、そして本県でございます。

○蓬原委員 それと、県内26市町村あります。その市町村によっても、人口の増減、過疎の状況、いろいろあるわけですが、手挙げ方式ということですが、何か条件があるんですか。この町はこういう条件でないと対象にならないよみたいな条件。例えば、宮崎市と諸塚では全然条件が違いますよね。宮崎市でもいいということ、手を挙げればどこでもいいということですか。

○奥中山間・地域政策課長 特に条件はございません。

○蓬原委員 わかりました。

○二見委員長 ほかにありませんか。私もいいんですか。

都市部の学生の受け入れみたいですけども、これって、例えば東京で生まれ育った学生さんもいれば、宮崎から向こうに行っている学生もいる。夏休みだから、ふるさとに帰ってくる。こっちに帰ってきて、仕事を探すのも大変だから

ら、この事業を活用しようという子も出てくるんじゃないかなとは思いますが、それというのは、この事業目的の趣旨にかなっているというふうに理解してもよろしいんですか。

○奥中山間・地域政策課長 実施要領上は、本県在住でなければ、どこの県からでもいいということになっておりますので、その趣旨からいって、里帰りみたいなところで、委員長がおっしゃるような趣旨になっているかどうかというところはちょっとありますけれども、基本的にはそういう縛りはないことになっております。

○二見委員長 恐らくそうだろうなと思うんです。受け入れのところで、県のほうからはじくことはできない事業なんだろうな。あとはもう大学生等の方と企業側がマッチングするかどうかだろうから、そこはもう受け入れざるを得ないし、紹介せざるを得ない部分なんだろうなと思っております。どちらかというと、帰ってくるというだけでも僕はいいことだと思いますので、どんどん宮崎のほうに呼び込むように。

都市部というのは、東京、関東圏のみならず、先ほどの10県の中に福岡とか京都とかも入っていましたが、受け入れの周知、広報、これをどのようにやって宮崎に引っ張ってくるのか。福岡とかも、こっちからすれば都市部になるのかなと思うんですけれども、そういったところも窓口を設置してやっていくんですか。

○奥中山間・地域政策課長 基本的には、東京と大阪と福岡のほうで説明会をしたいと考えております。

そしてまた、それぞれうちの県の事務所がございますので、その事務所にも協力いただいて、いろいろ大学を回っていただいたりというような取り組みは始めているところでございます。

○二見委員長 わかりました。

いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○松浦総合政策課長 常任委員会資料の5ページをお開きいただきたいと思います。

報告事項であります。

総合政策部の平成28年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてであります。平成29年2月の定例県議会におきまして予算の繰り越しを御承認いただきました、表にあります6つの事業につきまして繰越額が確定いたしましたので、今回御報告するものでございます。合計額といたしましては、表の一番下ですが、1億9,581万4,000円となっております。

報告事項については、以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について、質疑はありませんか。

○中野委員 情報政策課の県庁LANの改良事業ですよね。わずか3,100万なんですけど、関係機関との調整に日時をとということだけけど、もともと県庁LANでいろいろあったから改良しようということを手を挙げて事業に取り組んだと思うのに、これを繰り越さなければならなかったというのはちょっと心外だなと思うんですけど、どうですか。

○蕪情報政策課長 この部分の県庁LAN設備改良事業と、その下の段の県庁ネットワーク情報セキュリティ緊急強化対策事業というところの2つの部分について、実を申しますと、この部分につきましては、総務省の指導によりまして、セキュリティの部分について抜本的な強化を図りなさいという指導がなされまして。今まで使っていたシステムの状況に加えまして、それをインターネット側と完全に分離しろとか、

マイナンバーの制度の専用端末については確実な対策を講じろというような形で、もろもろの対策を講じることとなりました。

その中で、上の県庁LAN設備改良事業というのは、県庁LANの中で古くなった中継装置その他の部分を、定期的に更新するものではあったんですが、下の分離の作業とかそういったところで、関係機関と協議しなくちゃ全体のバランスがとれないということで時間を要したものでございまして、下の事業と連動して繰り越しとなったものでございます。

○中野委員 翌月の4月28日までは完了したんでしょう。わずか28日ですから、これからは年度内の完成を目指していただきたいと思いません。

○緒嶋委員 情報政策課、一番下の携帯電話等エリア整備事業、これはまだ携帯電話が受信できない地域というのは、県下でどのくらいあるわけですか。

○蕪情報政策課長 不感地域ということに限りますと、世帯数的には数百世帯という状況にはなっておるんですが、全く入らない部分が点在しているということになっております。携帯電話については、昨年度の調査では、全体で252世帯ほど残っているということでございます。

○緒嶋委員 今はもう携帯電話、どこでも生活必需品みたいなものであるんで、250世帯が入らなくて、あとはどうにもなりませんというわけにはいかんわけで、この250世帯が受信できるような方策は考えておられるわけですか。

○蕪情報政策課長 携帯電話に関しましては、ここに繰り越しでさせていただいておりますような事業では、市町村みずからそれを整備しようというところに対してまして、県のほうでは、国と合わせて補助をしているものでございます。

これ以外についても、各キャリアに対して積極的に拡大していただけるようにということで要請しております。市町村につきましては、入らない世帯に対するものについて、みずから整備しようというものに関しましては、昨年度、全体を市町村と見直しを行いまして、早急に解決が図れるようにということで、3カ年で早急にかかろうというような事業にも取り組んでいるところでございます。

○緒嶋委員 この250世帯は、どういう市町村ですか。

○蕪情報政策課長 市町村でいいますと、全体では、大きく言いますと、西都市、美郷町といったところが一番多くなっておりまして、そのほかにつきましては、今年度整備します串間市さんとか、そういったところにまだ点在しております。

世帯的には、実は都市部にも一部入らない地域とかがございまして、調査によって把握しておりますのは、宮崎市にもございます。延岡市も、北方とかそういった旧三北のほうもございます。あと、日南、小林、串間、西都、西米良村、木城町、そしてことし整備します諸塚、あと美郷町と日之影、五ヶ瀬というところになってございます。

○緒嶋委員 それは、かなり数が多いということであるので、できるだけ全県下、何かの受信ができるような対策というのは当然やっていかんといかん。将来、250世帯をなくすという方針は、まだ明確なものはないわけですか。

○蕪情報政策課長 国のほうも、この部分については解消を図っていきたいということで進めてはいるんですが、何分、キャリアのほうは通信事業者の行う事業に対するものですので、補助という形でしか誘導ができないものでござい

ます。

そういったこともありまして、県のほうでも、自治体みずから汗をかいてでも整備したいというところに関しては全数解消しようということで、ことしから取りかかることとしまして、5カ年かけまして、その部分については解消を図りたいなということで全体の計画を図ったところでございます。

○緒嶋委員 ぜひ、もうそれは1年でも早く解消するようにするのが中山間地対策でもあるわけだから、強力に進めてほしいというふうに思います。どこにおいても、情報まで格差があっちゃいかんわけですから、そういうのがないようにやるのが県の責任でもあるわけですし、市町村の責任でもあるので、積極的に対応してほしいなと思いますので、強く要望しておきます。

○蓬原委員 関連質問。

都市部、宮崎市でもあるということでしたけれど、ビルとか高压線とか、そういう関係ですか。

○蕪情報政策課長 この部分については、位置的には鱒塚の山のほうとか、そういった本当に限られた一部分ということになってございます。

○蓬原委員 宮崎市でもね。

それから、関連してですけれど、パソコンにちょっと話が及びますけれど、パソコンは、光ケーブルとかいろいろあって、全世帯つなげられる状態になっているんですか。

○蕪情報政策課長 パソコンをつなぐ手段と申しますといろいろございまして、電話回線のみ入ってればつながるということにはなるんですが、実を申しますと、スピードがありまして、ブロードバンドとか、そういった高速通信ができるかどうかというようなどころに関しまして、全国的に整備が進んでおりまして、おおむね

もう99%は解消されている状況にございます。

○蓬原委員 移住とか考えれば、これもまた大事なことで。99ということですから、あと1%がどうなのかなと思いますけれど。情報格差、何か難しい言葉で、昔、デジタル・ディバイドとか言っていましたよね。今、緒嶋委員からも話がありましたけれど、やっぱり地域の中で情報格差があるというのは、いろんな意味で地域の振興を考える上で大きな阻害要因だと思いますから、ぜひ100%目指して早くやってほしいということを要望しておきたいと思います。

以上です。

○蕪情報政策課長 ブロードバンドにつきましては国のほうも力を入れておりますので、先ほど99%と言いましたが、本県の場合は99.66%ということで、あと本当に0.何%なんですけど、その解消に向けても通信事業者と協力しながら進めてまいりたいと考えております。

○蓬原委員 それともう一つ。電話についても、救急医療のこととか、救急の連絡とかあるわけで、今、固定がなくて、携帯を皆持っているというような状況ですから、こちらのほうもできるだけ早く解消に向けて頑張ってくださいませよう、よろしく願いしておきます。

○二見委員長 今の関連で聞いていいですか。

パソコンでインターネットにつながるところが99%あるということだったんですけど、数年前だったんですが、都城で、御池小学校までは光ケーブルが来ていて通信できるんですけど、その周辺は届かないんだよねという話を聞いていたんですけども、あそこは携帯電話は入るんですよね。ただ、パソコン系のインターネットについてはつながらないと伺っていたんですが、そうじゃないんですか。

○蕪情報政策課長 インターネットにつながる

というのではなくて、高速につながるという意味で、光ケーブルとかそういったものが届かないという状況でございまして、パソコンにつないで全くインターネットができないとか、そういったものではございません。電話が入れば、確実に通信は可能でございます。スピードの問題でございます。

○二見委員長 わかりました。

ほか、よろしいですか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○松浦総合政策課長 常任委員会資料の6ページをごらんいただきたいと思います。

総合政策課からは、4件の御報告がございません。

まず、その1件目でございます。

平成29年度政策評価についてであります。

1の評価の概要であります。平成27年度に策定いたしました県総合計画のアクションプランに掲げております重点施策、新しい「ゆかたさ」展開プログラムにつきまして、政策の進捗状況の評価を行うものであります。このプログラムにつきましては、表にありますように、1の人口問題対策プログラムから8の危機管理強化までの8つのプログラムを掲げております。

2の評価方法等であります。今申し上げましたプログラムにつきまして、具体的にどういう取り組みをしていくのかとか、取り組みの指標とかいうものにつきましては、年度ごとの目標値も含めて工程表を策定しております。お手元に別冊の資料1としてお配りしておりますので、後ほど御確認をいただければと思ってお

ります。

そのアクションプランの工程表に記載しております各指標の達成状況あるいは施策の進捗状況につきまして、総合計画審議会を開催し、評価を行うというものでございます。

スケジュールであります。6月には第1回の審議会を開催をしたいと思います。8月には答申という運びで進めてまいりたいと思っております。9月の議会で、この常任委員会の中で、その評価結果の御報告をしたいと思います。

米印にありますけれども、宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましても、進捗状況を確認しておく必要がありますので、これもあわせて評価をしてまいりたいと考えております。

7ページのほうですが、これは審議会の委員の名簿を記載させていただいております。

政策評価については以上でございます。

8ページをお開きいただきたいと思っております。

県民意識調査の結果の概要についてであります。

意識調査の集計結果そのものにつきましては、別冊で資料2としてお手元にお配りしておりますが、本日はこの委員会資料で御説明させていただきます。

1の調査方法等であります。

県が取り組んでおります施策あるいは日ごろの活動状況などについてアンケート調査を行ったものであります。設問数については33問。前回は50問でありました。回答率がだんだん下がっていたという状況もありましたので、なるべく回答しやすいようにということでこのような工夫も行ったところでございます。

調査時期は、平成29年2月、調査対象は、県

内在住の18歳以上の方3,500人を無作為に抽出しております。

調査方法は、調査票を郵送いたしまして、郵便またはインターネットでの回答としておりまして、回答者数1,540名、回答率としては44.0%でありますので、前回よりかは少し上がっているという状況でございます。

2の結果の概要であります。

(1)にありますが、現在住んでいる地域に住み続けたい方の割合、これは「住み続けたい」あるいは「どちらかといえば住み続けたい」という方の割合ですが、80.6%であります。その下の表は、23年度以降の推移を掲げております。この欄外のところは、「住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」という方々の割合を載せておりますが、ここを見ていただきますと、おおむね80%前後で推移をしているという状況でございます。

次に、(2)の災害に対する備えをしている人の割合、45.6%であります。これは、「十分している」「ある程度している」人の合計割合であります。これも表の欄外のところを見ていただきますと、23年度以降で、こちらについてはだんだん上がってきているのかなとは考えているところでございます。

次に、9ページをごらんいただきたいと思えます。

(3)の地産地消を意識し、実際に利用している人の割合、64.7%でありました。表の一番上の段、1として、「意識して、できる範囲で利用している」のところを24年度以降見ていただきますと、28年度がやはり少し下がっているというふうに考えられます。ここににつきましては、課題意識を持って今後取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

(4)医療体制の全般について満足している人の割合、41.7%でありました。これも、下の表の欄外のところにありますのは、「満足している」「ある程度満足している」人の割合であります。毎年度の状況を見ても、それなりに変動がございます。そういう中で、28年度はその変動の範囲内にあるのではないかと思います。昨年度からは下がっておりますので、今後の動きに注意をする必要があると考えております。

次に、(5)子どもを持つことへの考えであります。ポツの1つ目にありますように、予定をしているあるいは予定をしていた子どもの数というのが「2人」という回答が最多でありました。2つ目のポツであります。理想としているあるいは理想としていた子どもの数というのが、「3人」が最多であったということでもあります。ここにギャップがある状況でございます。こうしたところ、少し課題があるのかなというふうに考えております。

その他の設問につきましても資料にまとめておりますので、後ほどごらんをいただきたいと思っております。

県民意識調査については、以上でございます。

次に、委員会資料の10ページをお開きいただきたいと思えます。

水素エネルギー等の利活用促進に向けた構想の策定についてであります。

1の策定の趣旨であります。水素エネルギーにつきましては、国はロードマップを策定して普及していこうとしておりまして、こうした国の動きも踏まえながら、本県における水素エネルギーに関する構想をまとめてまいりたいと考えております。

2の策定方法及びスケジュールであります。

昨年度、水素エネルギーに関する研究会というものを実施しております。その報告書もベースにしながら、今後設置いたします策定委員会での議論あるいは市町村等の意見も聞きながら、できれば年内の策定を目指してまいりたいと考えております。

その下に、参考として、昨年実施いたしました研究会の構成団体を掲げております。

11ページをごらんいただきたいと思います。

横長の資料になっておりますけれども、昨年度実施しました研究会の報告の概要であります。

右上の枠囲みにありますが、水素エネルギーの特長として、3つ掲げております。

1つ目が、地域資源からの製造が可能であるということであります。技術面、コスト面の課題というのはまだありますけれども、例えば太陽光、小水力、バイオマス、そういった発電で起こした電気によって水を電気分解して水素を取り出すあるいは天然ガス等から直接水素を取り出すといったような形での方法が考えられます。

2つ目であります。高効率かつクリーンであるということでございます。水素を燃料電池に通しますと、電気と熱の両方を取り出すことができるということで、高効率かつクリーンということでございます。

それから、3つ目でありますが、長期かつ大量に貯蔵が可能であるということでございます。電気のままであれば、なかなかためておくというのが難しくございますが、水素の形にすれば、こういったことが可能であるということでございます。

真ん中の段のところ、横長で、施策の基本的な方向性の考え方を3つお示しをしております。

左側のほうであります、まずビジョンの共有であります。水素をエネルギーの柱の一つとして使っていく社会というのがどういったものなのかということについての官民共有のビジョンが必要ではないかと考えております。

それから、その右隣であります、実際の水素のエネルギーの活用ということでございます。これは、国の進める方向でありますけれども、まず家庭用燃料電池の普及を進めようとしております。

それから、真ん中ですが、燃料電池自動車の普及を進めようとしております。そして、その燃料電池自動車に水素を供給するためのステーションの設置という、この3つを柱として国が進めようとしていますので、宮崎県としてどのように対応していくのかというところの考え方をまとめてまいりたいと思っております。

それから、右のほうですが、普及啓発であります。水素エネルギーといったものについて、まだまだ理解されていないところが多いと思いますので、県民向けあるいは企業向けといった形での普及啓発をしていく必要があると考えております。

こうした課題につきまして、考え方を整理しながら構想にまとめてまいりたいと考えております。

水素エネルギーについては、以上でございます。

続きまして、委員会資料の12ページをお開きいただきたいと思っております。

2巡目国体に向けた県有スポーツ施設の整備についてであります。

できるだけ早く整備地を絞り込みたいと考えて検討を進めておりますけれども、例えば県総合運動公園の津波対策など、まだ考え方がまと

まっていないといったような部分もありますので、本日は現段階の状況の御報告とさせていただきますようお願いしております。

まず、1の基本的な考え方でありませう。

(1)の2巡目国体等への対応であります、大会のスムーズな運営、そしてその後の活用、地域振興への波及、そういったさまざまな観点から検討しているところでございますが、その下の表があります。国体の概要を書いておりますけれども、この表の3つ目の段、開催時期のところでありませうが、9月中旬から10月中旬にかけての11日間以内、競技数は正式競技40、公開競技7などとなっております。参加者数につきましては、11日間以内の期間で延べ約80万人となっております。

その下の表であります、全国障害者スポーツ大会の概要であります。3つ目の段のところ、開催時期としましては、原則として、国体後の3日間、競技数としましては、正式競技が13、そのほか、オープン競技となっております。参加者数につきましては、延べ10万人ということで想定をされているところでございます。

一番下の表であります、1回目の宮崎国体の際の会場、それから競技であります、県全体で17市町村、29競技を実施しているところでございます。

13ページをごらんいただきたいと思ひます。

(2)の“スポーツランドみやざき”の展開であります。

前回の国体におきまして整備しました県総合運動公園といひますが、今日のスポーツランドみやざきを支える基盤となっております。その一方で、キャンプの時期、種目、地域といったところに偏りがありまして、スポーツランドみやざきをさらに推進していこうという場合に、

通年か、多種目かあるいは全県展開といったところが課題となつてきているところでございませう。

その下の表の右側のほうを見ていただきますと、これは地域的なものでありますけれども、県央部でのスポーツキャンプの実績が大体7割という状況でありますので、こうした課題にも対応できるような形での検討が必要ではないかと考えているところでございませう。

2の検討の視点であります。

今申し上げましたように、(1)の円滑な大会運営、(2)の“スポーツランドみやざき”の新たな展開、そして(3)としまして、施設基準、ここを改めて確認をいたしますとともに、整備費用等についてもできる限り抑えていく必要があると考えております。

14ページをお開きいただきたいと思ひます。

ここから、各候補地について、それぞれ概要を書いてございませうけれども、ポイントについて簡単に御説明をさせていただきますと思ひます。

まず、(1)の陸上競技場の①県総合運動公園であります。

表の下のほうの費用等のところの整備費用をごらんいただきたいと思ひます。この中で、津波対策と書いてございませう。新たに施設整備をするような場合には、避難施設だけではなくて、仮に津波があつたとしても施設の基本機能が維持されるようにしていく必要があるのではないかと、そうした場合には対策費が高額になるということが想定をされております。これについては、現在、精査中とございませう。

その他の欄であります、県総合運動公園そのものをスポーツランドみやざきの中心として活用していくためには、やはり公園全体の津波

対策が必要であろうと考えておりました、ここにつきましても、県土整備部のほうで検討を進めているところでございます。

15ページをごらんいただきたいと思います。

②山之口運動公園であります。

表の真ん中あたりのところですが、“スポーツランドみやざき”の新たな展開というところがありますが、新たな機能・展開としましては、県西地域のスポーツの拠点となり、またスポーツランドの全県展開に資するものと考えておりますが、一方で、大会利用等のところがありますが、都城地域は審判員あるいは補助員等が不足をしております。施設を十分に活用していくためのソフト対策が必要であると考えておりました、ここについては都城市のほうからも、もし整備されるのであれば、県と一緒に考えて対策を講じていきたいというお話はいただいているところでございます。

それから、その下の費用等であります。整備費用のところの造成費のところでございますが、公園は敷地の高低差がかなりありますので、造成方法をどうするのかということで金額が変わってまいりますけれども、高額になってくるのが想定をされておりますので、ここについて、現在精査中でございます。

その他のところの欄であります。ポツの1つ目、国体の開・閉会式等につきましては多くの車両が来ると考えられますので、渋滞緩和対策が必要であると考えておりました、その対策についても現在検討中でございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

(2)の体育館の①錦本町の県有グラウンドであります。真ん中あたりの“スポーツランドみやざき”の新たな展開のところの新たな機能・展開であります。これまでよりも規模の大

きな大会やイベントに対応できると考えておりますが、一方で、スポーツランドの全県展開にはなかなかつながりにくいのかなというふうなことを考えております。

それから、②の延岡市民体育館の敷地ですが、これも“スポーツランドみやざき”の新たな展開のところの新たな機能・展開で申しますと、県北地域のスポーツの拠点、そしてスポーツランドの全県展開に資するものと考えておりますが、大会利用等にありますように、延岡地域につきましても都城と同様の状況がございますので、ソフト対策が必要であろうと考えております。これにつきましても、延岡市のほうからは、もし整備が実現する場合には県と連携して対応してまいりたいというお話をいただいているところでございます。

17ページをごらんいただきたいと思います。

(3)のプールであります。

プールにつきましては、県と連携をして整備を希望する市町村というのはございませんので、宮崎市内の県有地に整備をしたいと考えております。

また、整備内容につきまして、飛込、シンクロナイズドスイミングにつきましては県外施設の活用を検討したいと考えておりますが、競技用のプールにつきまして、これも整備費の関係がありますので、一部屋外での整備というものを基本として考えたいと考えております。

なお、競技団体からは、民間との連携により整備費等の抑制が可能な場合は、全て屋内での整備を検討してほしいという要望は出ているところでございます。

4の今後のスケジュールであります。

これまで申し上げましたように、県総合運動公園の津波避難対策をどうするのかとか、都城

市の山之口運動公園の造成内容をどうするのかといったことにつきまして、できるだけ早目に整理をした上で、早目の整備地の絞り込みをしていきたいと考えております。

なお書きしておりますが、プールにつきましては、民間との連携の可能性を検討する場合には、プールについては、その作業の中での候補地の決定という流れになっていくものと考えております。

私からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○小倉総合交通課長 総合交通課です。

常任委員会資料の18ページをお開きください。

日豊本線高速化調査の実施について御説明させていただきます。

まず、1の事業の目的・背景でございます。

県内を初め隣県との地域間交流を促進し、諸産業の振興を図るためには、その基盤となる総合交通網の整備・充実が必要であります。中でも鉄道は、定時制にすぐれており、大量輸送が可能な交通基盤でありますことから、現在の日豊本線をどのように改良すればどの程度の高速化が図られ都市間の移動時間が短縮できるかなど、高速化の検討を行うために必要な整備手法や整備費用について調査を行い、基本的なデータを得たいと考えております。

2の委託先につきましては、JR九州のデータを活用するということでありまして、その子会社でありますJR九州コンサルタンツ株式会社に調査を委託しようと考えております。

3の主な内容でございます。

(1)の調査範囲につきましては、大分駅から鹿児島中央駅まで全長約330キロとしております。

(2)の調査手法及び項目につきましては、

現状の路線形状や駅の状況を把握し、現状分析を行い、曲線改良などの各整備手法に係る費用と短縮時間を調査することとしております。

(3)の整備手法(例)につきましては、右のページの図により説明させていただきます。

19ページをごらんください。

まず、曲線改良についてであります。左上の図、曲線半径の改良にありますように、例えば半径300メートルを500メートルというふうに曲線半径を長くすることによりまして、急減速せずにスムーズにカーブを曲がれるようにするというものです。

また、その右側にありますカント量の改良にありますように、曲線部においては、外側のレールを内側のレールより高く敷設してございまして、その高低差をカントと言いますけれども、このカントの量を上げることによりまして、カーブを曲がる際に速度を落とさず通過できるようにするというものであります。

次に、中ほどの駅構内改良についてであります。中段左の図に、一線スルー化とありますが、これは通過する駅構内の線形の一方を直線化するというので、減速しなくても特急などが通過できるようにするというものです。

また、中段右の図、分岐器の高速化にありますように、1つの線路を2つの方向に分ける設備、これは駅の手前などでございまして、こういう分岐器の角度を小さくすることにより、急減速せずに駅等に進入できるようにするものです。

最後に、軌道強化についてですが、下の段の図、PC枕木と書いてありますが、枕木をコンクリート製にしたり、重軌条化と書かれていますが、レールを重くすることによりまして、高速通過時の加重・衝撃に耐え得るように

して速度の向上を図るというものです。

左のページにお戻りいただき、(3)整備手法(例)につきましては、このほか、部分複線化や高速走行に適した振り子列車などの高性能列車の導入可能性についても検討したいと考えております。

最後に、4の今後のスケジュールについてでございます。

6月から7月にかけて、全駅等の現地調査を行うこととしておりまして、今後、委託業者と連携を図りながら、改良可能な整備箇所また各箇所において実施可能な整備手法や、それらの組み合わせ方などを検討しまして、最終的には整備費用及び短縮時間を算出しまして、平成29年3月上旬には結果を取りまとめることとしております。

説明は以上でございます。

○奥中山間・地域政策課長 それでは、21ページをお開きください。

平成28年度の移住の状況について御説明いたします。

まず、1の移住実績であります。

県及び市町村がそれぞれ移住施策により把握した移住世帯数を合計しており、平成28年度は388世帯となっております。

なお、移住の定義でございますが、米印に記載しておりますように、本人あるいは家族の意思に基づき、定住を目的に県外から県内に生活の拠点を移すこととしておりまして、勤め先の都合によります転勤ですとか、あるいは本県の暮らしは一時的なものとなる進学による転入などは集計から除いております。

次に、2の市町村別内訳でございます。

最も多かったのが、宮崎市の129世帯、次いで日南市が47世帯、次いで都城市が34世帯となっ

ております。

増減の欄を見ていただきますと、平成27年度に比べまして増加している市町村が多い状況でございます。これは、市町村が人口ビジョンや総合戦略を策定する中で、移住の推進を人口減少対策の一つとして位置づけ、取り組みを強化してきた効果が出てきたものと考えております。

しかしながら、一方で、減少した市町村あるいは実績が少ない市町村もございますので、今年度につきましても、市町村と連携し、それぞれの市町村の実績が28年度実績を上回ることを目標にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3の世帯代表者の年代別内訳であります。30代が一番多く、138世帯の35.6%、次に20代が119世帯で30.7%、次に40代の59世帯で15.2%となっております。

最後に、移住前の居住地の地域別内訳でございますが、関東が一番多く、131世帯で33.8%、次に九州・沖縄で124世帯、32%、次に近畿が68世帯で17.5%となっております。

なお、表中に不明の記載がございますが、これにつきましては、関係部局あるいは市町村から実績を御報告いただく中で、本人から情報が得られなかったことなどにより不明と回答があったものでございます。

引き続きまして、22ページをお願いいたします。

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの登録決定及び今後の取り組みについてであります。

まず、1、審査結果等についてであります。既にお伝えいたしておりますとおり、6月14日にユネスコ本部のパリで開催されましたMAB計画国際調整理事会におきまして最終的な審査が行われ、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク

の登録が決定されたところであります。

今回、同時に新規登録されましたみなかみ地域を含め、国内のユネスコエコパークは9カ所、県内では平成24年に登録されました綾を含め2カ所となります。

2のこれまでの主な経過でございますが、平成26年12月に宮崎祖母傾ユネスコエコパーク推進協議会を設立し、登録に向けた取り組みを始めたところであります。

平成27年2月には、大分県とともに、大分・宮崎推進協議会を設立し、平成28年8月に国内委員会においてユネスコへの推薦が決定いたしました。

同年9月に申請書をユネスコに提出し、受理され、今回ユネスコエコパークとして登録が決定されたところであります。

3の今後の取組等についてであります。登録決定の機会を捉えた情報発信に取り組みますとともに、2県6市町が一体となって自然環境保全や観光、教育等の各種取り組みを進めてまいりたいと考えております。

具体的には、(1)貴重な生態系の持続的な保全を推進する事業といたしまして、ユネスコエコパークエリア内の学術調査研究や登山者等に対して自然環境への配慮を啓発する取り組みなどを行います。

また、(2)学術的研究や調査・研修を支援する事業といたしまして、子供たちにこの地域の自然のすばらしさを伝えるための環境学習授業を行いますとともに、地域の生物多様性や伝統文化、自然と共生した人々の暮らしなどを取りまとめ、発信してまいります。

(3)自然と共生した持続可能な発展に向けた事業といたしましては、登録決定記念シンポジウムですとか、あるいはイベント等の開催に

よる情報発信、誘客に向けての広報・セールス活動などに取り組みます。

さらに、(4)PR・普及啓発事業といたしまして、ロゴマークや啓発グッズの製作、ホームページの運営・改修、パンフレット作成にも取り組んでいく予定にしております。

説明は以上でございます。

○重黒木産業政策課長 それでは、委員会資料の24ページをお開きください。

フードビジネスの推進につきまして御説明いたします。

まず、1のこれまでの成果でございます。

フードビジネスにつきましては、平成25年に構想を策定いたしまして、現在5年目となっておりますけれども、これまでの取り組みによりまして、1次産品に付加価値をつけましてビジネスにつなげていくというフードビジネスの考え方が県内に定着したということがまず成果として挙げられるものと考えております。

このことによりまして、県内事業者等の動きが随分と活発化してきていることを感じておりまして、その下に丸を幾つか掲げておりますけれども、フードビジネス相談ステーションの相談件数ですとか、各団体等が実施いたします商談会等につきまして年々増加傾向にございます。

また、一番下の丸でございますけれども、ものづくり補助金につきましては、括弧内が全体の実績で約20億円でございますけれども、この中でフードビジネス関係が約8億円、4割を占めておりまして、設備投資の面でもフードビジネスの比重が高くなってきているのではないかと考えております。

次に、その下の、2のフードビジネス振興構想の数値目標と実績でございます。

構想の最終目標は、表の一番上にありますと

おり、平成32年度までに食品関連産業の生産額を1兆5,000億円までに引き上げるといふことでございますけれども、直近の平成26年度実績で1兆3,242億円となっております、現時点では、このまま伸びていけば目標を達成できるものと考えているところでございます。

また、その下の中間目標に掲げております各指標につきましても、例えば農業産出額ですとか食料品・飲料等出荷額が構想策定時点から大きく増加しておるなど、全体的には順調に推移しているものと考えているところであります。

次の25ページをごらんください。

各フードビジネスプロジェクトの主な数値目標の状況を掲げております。

平成28年度の実績につきましては、一部目標を達成できていない項目もございますけれども、県産牛の海外輸出量ですとか焼酎の県外課税移出数量、また宮崎キャビアの販売数量などは目標を上回っているところでございます。

人材の確保など厳しい状況があらわれてきておりますけれども、引き続き関係部局と連携を強化いたしまして、目標達成に向けて努力してまいりたいと考えております。

次の26ページ、27ページをごらんください。

見開きで掲載しておりますけれども、平成29年度のフードビジネス推進の方針等でございます。

まず、資料の一番上、フードビジネス振興構想の目指す姿でございますけれども、今年度も引き続き、食関連産業の成長産業化による雇用の創出と地域の活性化を目指して取り組みを進めていくこととしております。

その下の段に、平成29年度の推進方針を掲げております。左側の箱の中に記載しておりますけれども、平成25年度からこれまで、助走、加

速、成長、そして昨年度は展開をテーマに取り組んでまいりました。平成29年度は飛躍といたしまして、間近に迫ってまいりました東京オリンピック・パラリンピック等を見据えまして、さらなるフードビジネスの振興に取り組むこととしております。

具体的な取り組みの内容につきましては、引き続き、生産者所得の向上、県内の生産力向上と高付加価値化の推進、「食」による観光宮崎の新生の3つの視点から、資料の下半分に記載しておりますように、従来から取り組んでおります10のプロジェクト、これに今年度から新たに「東京オリパラ」プロジェクトを加えまして、全体で11のプロジェクトを推進することとしております。

各プロジェクトの説明で、箱の中の二重丸を付しておりますのが今年度からの新たな動き、またはこれまでの取り組み内容の拡充を図るものでございます。

主なものを申し上げますと、まず「拡大」プロジェクトでございますけれども、①の宮崎の食肉では、新しく食肉処理工場ですとか食鳥処理工場、こういったものの整備を進めるほか、②の宮崎の加工・業務用農林産物では、加工事業者等と連携いたしましたカンショなどの原料供給体制づくりの強化、また③の宮崎の焼酎では、北米ですとか台湾に向けた販路の拡大を進めることとしております。

次に、その下の「挑戦」プロジェクトでございますけれども、右から2つ目の②フードビジネスを広げる加工・製造といたしましては、食品開発センター内に食品のおいしさを評価する官能評価室を新たに整備いたしますので、ここを活用した商品開発等を支援していくということを考えているところでございます。

また、その下の「イノベーション」プロジェクトでは、宮崎大学医学部と連携いたしまして、機能性食品の臨床試験等を行うこととしております。

こういった取り組みに加えまして、資料の右下のほうでございますけれども、先ほど申し上げましたように、今年度から新たに「東京オリパラ」プロジェクトを立ち上げまして、東京オリンピック・パラリンピックへの食材等の提供を進めることとしております。今後、関係部局ですとか民間団体等と連携を深めまして、いわゆるGAPの認証取得の推進ですとか、実際にオリンピック等で料理を提供していくサプライヤー候補との連携強化を図っていきたいというふうに考えております。

また、資料の一番下、推進基盤のシステム強化につきましては、フードビジネス相談ステーションを初めとする相談体制や、推進基盤を通じまして企業や生産者への支援を強化してまいりたいと考えております。

次の28ページにつきましては、説明は省略いたしますけれども、昨年度のフードビジネスの取り組みの中でトピック的な動きを掲載しております。

説明は以上でございます。

○弓削生活・協働・男女参画課長 委員会資料の30ページをお開きください。

宮崎県男女共同参画センターの指定管理者の第五期指定について御説明いたします。

当センターは、平成18年度から指定管理制度を導入し、今年度で今期の指定期間が満了となりますので、次期指定管理者の選定手続を行うこととしております。

1の現在の管理運営状況についてであります。

(1)の施設の概要の②の設置目的ですが、

本県の男女共同参画づくりの推進拠点として、情報提供及び啓発・相談事業を行うとともに、学習・交流の場を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与するというところでございます。

③の指定管理者は、特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構、④の指定期間は、平成27年4月から今年度末までの3年間であります。

(2)の施設利用状況につきましては、平成26年度から28年度の3年間の状況を記載しております。情報コーナーの利用者数は、平成28年度で7,596人となっており、その他の利用者数や講座の参加者数はごらんとおりでございます。

(3)の施設収支状況についても、3年間の状況でありまして、収支の指定管理料は、28年度が2,706万6,000円、支出が2,692万3,000円となっております。

(4)の利便性やサービス向上、利用者増の取組につきましては、土曜日開館、ホームページによる情報発信などを行っているところでございます。

(5)の評価といたしましては、専門性を生かした相談業務や講座等を着実に実施するなど、施設の目的に沿った適正な管理運営が行われているところでございます。

次に、2の次期の募集方針についてであります。

(1)の業務の範囲は、これまでと同様、施設の利用や男女共同参画社会づくり事業に関する業務などがございます。

(2)の指定期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間でございます。

(3)の基準価格につきましては、年額3,049万1,000円で、3年間総額で9,147万3,000円であり、今期と比較しますと年額342万5,000円増加

し、その理由は人件費単価の見直しであります。
続きまして、31ページをごらんください。

(4)の募集概要につきましては、7月6日から9月6日の約2カ月間募集をすることとし、県公報や各種メディアを活用した広報を行うこととしております。

(5)の資格要件ですが、①の宮崎県内に事業所または事業所を有するまたは設置しようとする法人その他の団体であることなど、記載の8つの資格要件としているところでございます。

(6)の選定の①の審査の流れといたしましては、まず、県の書類審査の後、外部員で構成されます選定委員会により、書類審査通過者のプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を行います。その後、県の選定会議による確認を経まして、指定管理候補者を選定することとしております。

次に、②の選定委員会は、南九州短期大学の柳瀬准教授を委員長として、そのほか公認会計士、利用者の代表者、女性活躍推進や市町村の関係者などで構成されている5名ということでございます。

32ページをお開きください。

③の選定会議の委員は、記載のとおり、5名でございます。

(7)の選定基準につきましては、①の住民の平等な利用が確保されることなどや、②の事業計画書の内容等がセンターの効用を最大限に発揮するものであることなど4つの選定基準を設けております。

(8)の審査項目・配点につきましては、4つの選定基準ごとに、ごらんとおり、それぞれ審査項目と配点を設けまして審査を行うこととしております。

なお、(7)の選定基準、(8)の審査項目・

配点につきましては、前回の第四期指定の際と同じ内容としております。

最後にスケジュールでございますが、3のスケジュールにつきましては、5月31日に第1回の選定委員会を開催し、募集方針等の検討をしていただきました。7月6日から募集を行いまして、9月の書類審査、選定委員会、10月の選定会議を経まして、指定管理候補者を選定する予定であります。

33ページでございますとおり、11月の定例県議会で議案として提出しまして、議決をいただきましたら指定を行い、来年4月1日から業務を開始する予定でございます。

説明は以上でございます。

○川口みやざき文化振興課長 資料の34ページをお開きください。

国民文化祭及び全国障害者芸術・文化祭の開催について御説明いたします。

なお、以下、国民文化祭につきましては国文祭、全国障害者芸術・文化祭につきましては障文祭とさせていただきます。

まず、開催年度であります。国文祭につきましては、昨年11月に文化庁から平成32年度の開催内定の通知を受けたところであり、障文祭につきましては、平成27年度から国文祭を開催する都道府県で開催することとなっております。ことし3月に厚生労働省から開催決定の通知を受けたところであります。

なお、開催時期、期間につきましては、今後、国や関係団体等から広く意見を聴取しながら、実行委員会で決定していきたいと考えております。

次に、2の本県開催の目的であります。

平成32年度は東京オリパラが開催される年であり、また記紀編さん1300年記念事業の集大成

の年であることから、この好機を生かし、県民の芸術文化に親しむ機会を拡大し、主体的な文化活動を国内外に発信してまいりたいと考えております。

また、大会開催を契機としまして、人材の育成や新たな文化資源の掘り起こしに努め、本県文化力の向上を図り、地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、3の国文祭の概要であります。国民の文化活動への参加の機運を高め、新しい芸術文化の創造を促すことを狙いとした文化の祭典であり、文化の国体とも言われております。

主催は、(1)にありますように、文化庁、県、各市町村などとなっております。

主な内容としましては、(2)にありますように、開会式典、オープニングフェスティバル、閉会式、県内各市町村で開催されます分野別フェスティバルとなっております。

なお、参考として、資料の下のほうに国文祭の近年の開催状況の表を記載しております。

35ページをごらんください。

4の障文祭の概要であります。障がい者の芸術や文化活動への参加を通じて、生きがいや自信を創出し自立と社会参加を促進するとともに、障がいに対する理解と認識を深めることを狙いとしておりまして、主催は、(1)にありますように、厚生労働省、県、各市町村などとなっております。

主な内容としましては、(2)にありますように、造形芸術の展示などを行う芸術・文化祭、授産製品の展示販売などを行うふれあい交流となっております。

こちらも参考として、資料の中ほどに障文祭の近年の開催の状況の表を記載しております。

次に、5の国文祭及び障文祭の一体的開催に

ついてであります。

(1)にありますように、県内外全ての方が、障がいの有無などにより分け隔てられることなく、ともに参加し楽しめる大会とするため、一体的開催としたところであります。

一体的開催とすることにより、(2)にありますように、事業内容、大会名称、テーマ、会期、運営組織体制などが共通化されることとなります。

なお、事業内容につきましては、全てが共通でできるものではございませんが、可能な限り共通で行えるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、6の県実行委員会についてであります。

知事を会長に、県、市町村、経済団体など、オール宮崎の体制で今年7日に設立したところであります。

今後は、7の今後のスケジュール(案)に示してありますとおり、第2回の実行委員会を10月から11月に開催しまして基本構想決定、平成30年度に実施計画大綱、平成31年度に事業別実施計画を決定し、平成32年度の本番を迎えることとしており、大会の成功に向け、しっかり準備してまいりたいと考えております。

参考としまして、36ページに大会の運営体制図を、37ページに大会開催スケジュール案を添付しております。

説明は以上であります。

○米良記紀編さん記念事業推進室長 私のほうから、記紀編さん1300年記念事業の今年度の取り組みについて御説明させていただきます。

まず、資料の40ページをお開きをいただきたいと思っております。

事業展開の柱立てを整理したものを記載しております。

まず、当事業の狙いではありますが、県民の皆様には神話や伝説など宮崎の宝を再認識していただき、郷土に対する愛着や誇りを深めていただくこと、そしてその宮崎の宝を磨き上げ、県内外に発信し誘客につなげることで、観光交流の活発化を図っていくというものであります。

各事業の内容につきましては、後ほど御説明をいたしますが、これらの狙いを達成するために、表の左側、Ⅰの県内対策といたしまして、県民に知ってもらうための県民大学やシンポジウムなどに取り組みますほか、表の右側、Ⅱの県外対策では、認知度を上げるための取り組みといたしまして、大学との連携講座や神楽公演、SNS等を活用しました情報発信、さらにその下に記載をしております誘客に結びつけるための取り組みとしまして、市町村との連携事業などを進めているところであります。

また、表の左側、中ほどになりますが、Ⅲ今後本格化させる取組にありますとおり、東京オリパラや国民文化祭、そして世界遺産を見据えた取り組みを今後さらに推し進めていく必要があると考えております。

恐れ入ります。資料の38ページにお戻りをいただきたいと思います。

先ほどの事業の柱立てに基づきまして取り組んでおります今年度の主な事業について、概要を御説明いたします。

まず、県内に向けての対策と取組であります。

(1)の神話のふるさと県民大学であります。①にありますとおり、県内3大学と連携し、リレー形式で9つの講座を実施いたしますほか、フィールドワークや講演会、そして④の記紀みらい塾では、県内各地の8校の小中高校において出前授業を開催いたします。内容の充実はもとより、開催回数や開催場所の拡大を図り、県

民の皆様の知る機会の拡充に努めているところであります。

(2)の神楽シンポジウムでは、神楽の関係者や一般県民の皆様に、神楽の魅力を知っていただき体感していただくためのパネルディスカッションや神楽公演を、2月に開催をする予定としております。

(3)の古墳に関する啓発事業では、市町村の文化財担当者向けの講演会や一般県民向けの啓発イベント等を実施いたしますほか、古墳に関する連続講座を県内3カ所で実施する予定としております。

続きまして、39ページをごらんください。

県外に向けての対策と取組であります。

まず、1の認知度をあげる取り組みといたしまして、(1)にありますとおり、東京オリパラ開会式での天岩戸開き神話の採用や、神楽や古墳の世界遺産を見据えた取り組みといたしまして、関係機関等への要望活動や情報発信などに取り組んでいるところであります。

(2)の神話に関心の高い層へのプロモーションでは、まず①では、東京、大阪、福岡のごらんの大学との連携講座を実施することとしております。今年度は、西南学院大学と連携することにより、福岡で初めて開催することとしたところであります。

次に、中ほど、②の県外でのイベントであります。

昨年度、自治体主催として初めて東京国立能楽堂において神楽公演を開催し、大変盛況いただきましたが、今年度も引き続き同能楽堂での公演を実施いたしますほか、福岡県、大分県とも連携をしながら、東京、奈良、福岡の計4カ所で宮崎神楽の公演を開催することとしております。県外の方々に、できるだけ本物に近い形

で神楽を体験していただくことにより、宮崎の魅力、神楽の魅力を全国に発信しているところでもあります。

続きまして、2、誘客に結びつける取り組みでございます。

事業の成果を誘客につなげていくことが肝要でありますことから、関係部署と連携をしながら誘客事業に取り組んでいるところであります。特に、市町村と連携しまして、各地域の素材の磨き上げなどに取り組みます、神話をテーマとする新たな観光づくりでは、今年度、新たに2種類の地域版パンフレットを作成するなど、各神話ゆかりの市町村の誘客促進を図ってまいりたいと考えております。

今年度の主な取り組みは以上でございますが、別冊で、資料3といたしまして、28年度の取り組みをまとめた冊子をお配りしております。16ページまでが当室の実施事業、17ページ以降に、市町村や民間事業者等を含めた県全体の取り組みの概要を掲載しております。私どもで把握できました170を超える事業について掲載しておりますが、県内各地でさまざまな取り組みが行われるようになってきております。後ほどごらんをいただければと存じます。

説明は以上でございます。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について、質疑はありませんか。

○中野委員 ざっと行ってもいいの。項目ごとに行くの。

○二見委員長 項目ごとでなくてもいいです。どうぞ。

○中野委員 まず、6ページ、政策評価のことでお尋ねしたいと思います。6月に諮問・審議があるということですが、これは、何日間で何

時間ぐらいの時間を費やしてこういう審議会を開かれるわけですか。

○松浦総合政策課長 審議会そのもの、会議形式のものは2回を予定しておりますけれども、それぞれ2時間程度ということでございます。

1回目は、まず全体の御説明をした上で御意見をいただくという形で考えております。それから、その上で、それぞれの委員の方々にプログラムについて、Aなのか、Bなのか、Cなのか、Dなのかということにつきましては事前に照会いたしまして、それを集約した形で、2回目の中でどういう評価にするかという御決定をしていただきたいという流れで審議会は進めてまいりたいと思っております。

○中野委員 そうそうたるメンバーが委員でいらっしゃるんですが、昨年度で、これに本人出席というのはどのくらいおられるのですか。本人だけを教えてください。

○松浦総合政策課長 1回目につきましては、3人が御欠席のようであります。本人だけが御出席ということになっていますので、代理はきかないという形で進めております。

昨年度の場合は、2回とも御欠席という方はいらっしゃいませんで、どちらかには必ず出ていただいているような状況でございます。

○中野委員 本人出席ということになっているから、慎重に徹底した審議がされるように要望しておきたいと思います。

次に、8ページについてお尋ねします。

回答率が前回よりも上がったということで自画自賛されておりましたが、インターネットは134通で、わずか8.7%ですよね。郵送のほうは91.3%ですが、するとインターネットも、計算すれば1,540名ぐらいだったと思うんです。それがわずか8.7%ですが、そのあたりはどのよう

に評価されておられますか。

○松浦総合政策課長 まず、調査対象の方に調査票をお送りするということになりますので、それが3,500人の方ということでございます。そこについての回答の仕方として、郵便で送り返していただいてもいいし、ホームページ上に解答様式を載せておりますので、調査票が届いた方がホームページ上で回答ができるという仕組みにしておりますので、誰でも回答できるよというようなことであればもうちょっと数はふえていくと思うんですけども、一応3,500人の無作為抽出した方々に送るという前提での方式でありますので、こういうことになっていると思っております。

○中野委員 わかりました。誤解しておりました。

次に、18ページ、日豊本線の高速化の調査ですが、日豊本線の大分駅から鹿児島中央駅までが330キロと言われましたが、うち宮崎県は何キロなんですか。

○小倉総合交通課長 済みません。お調べしますので、少々お待ちください。

○中野委員 調べる間に。

結局、これは鹿児島、大分も含めて、全額宮崎県が負担するということですか。それで、費用総額はどのぐらいの金額ですか。

○小倉総合交通課長 おっしゃるとおり、宮崎県負担でございまして、調査費としましては約2,000万。正確に言いますと、細かいところで1,999万800円ということで、ほぼ2,000万ということになりますけれども、そういう数字でございまして。

○中野委員 宮崎県が1人で大分の分も鹿児島の方も調査するんですか。鹿児島とか大分には、負担の相談とか、そういうことはされていなかった

たんですか。

○小倉総合交通課長 事前には調査について説明は行っているようではございますけれども、本県にとっての高速化による利便性、特に鹿児島ー宮崎間、それから延岡ー佐伯間、その辺の高速化は利便性が高いという視点で我々が独自で調査するというので、県負担でやらせていただいているものです。

○中野委員 まだわかりませんか。

○二見委員長 距離はわからない。まだのようですね。ほかはよろしいですか。

○中野委員 それなら、次の質問に行きます。

次に21ページ、ここに28年度、27年度の調査結果が出ておりますが、これは何年前からこういう把握をするようになっていくわけですか。データがありますか。

○奥中山間・地域政策課長 データは、平成18年度からでございます。

○中野委員 もう10年前からあるということですので、これは定住することが目的の事業ですよ。余り前のときのことを言いたくはありませんが、定住するつもりが、そうはいかなくて、またもとに戻ったという方もおられると思うんです。そのあたりの把握はされていないですか。

○奥中山間・地域政策課長 どのくらい定住されたかということですが、これは各県の課題になっておりまして、移住されるときには県や市町村の相談窓口ですとかあるいはいろんな移住の支援施策を使って入ってこられるので、そこでチェックができるわけですが、出ていかれるときには、相談窓口にはこられないとか、そういうこともございまして、なかなか把握できない状況ではございます。

ただ、委員が言われるように、やはり定住されることが重要でございますので、市町村につ

きましても、今、いろんなフォローアップをしております。例えば、定住のための相談窓口を置きますとか、あるいは移住者の方々のネットワークをつくったり、あるいは移住された方と住民の方々との交流会を開催したりとかということで、そういったフォローアップをしておりますので、そういった中で把握をしていきたいと考えております。

○中野委員 これは、大変重要な大切な事業だと思うんです。そう認識をいたしております。

それで、定住することで人口増加を含めてやっているけれども、残念ながら、トータルの人口は減っていますよね。だから、余り古いのは、もうなかなかデータもないでしょうから、せめて五、六年はさかのぼって、その効果がどうだったかということぐらいは参考にして、こういう大切な事業を進めてほしいと思うんです。ぜひお願いしておきたいと思います。

次に、ユネスコのことで、22ページ。

これが選ばれて、登録決定がされて、非常に喜んでいるわけですが、これはもともとが、書いてあるとおり、学術的な事業ですよ。それで、生態系の存続維持とか学術的の云々というのが書いてあるんですが、現実的には、23ページの右下に書いてあるとおり、交流人口の増加、一層の観光・地域の振興にということですから、外からの観光客がいかにしてふえるかということももろんでいろいろやられたと思うんですが、学術的なことと観光、それは相反することにもなると思うんです。そこ辺の調和とか、どの辺までが許容になるわけですか。

○奥中山間・地域政策課長 ユネスコエコパークの地域につきましては、大きく3つの地域に分かれておりまして、一番中心になるところが核心地域ということで、ここは絶対、基本的に

人の手を入れずに守らないといけないエリアになっております。

そのエリアの外側に、緩衝地域というエリアを設けておりまして、ここはできるだけ人の出入りはしないようにはするんですけども、例えば環境学習ですとか、学術研究ですとか、そのエリアで研究を進めていきますよというエリア。

それから一番最後に、一番大きなところでございますが、移行地域ということで、ここは、我々人間の経済活動をしながら自然を守っていくという地域になっております。

核心地域の部分につきましては、いろんな法律で守られておりますので、なかなかそこまでは人が出入りしたり、経済活動を行ったりしないというところで守られているということでございます。

委員がおっしゃるとおり、エコパークに人が来るようになれば、一方では自然が荒らされるのではないかという、確かに相反する懸念もございまして、そこは、例えばこの事業の中でも登山客に対する啓発というようなところも書いておりますが、自然を守るための呼びかけなりパンフレットなり、そういった取り組みはあわせてしていきたいというふうに考えております。

○中野委員 ユネスコのエコパークに選定されるぐらいすばらしい自然があったし、そういう地域だったわけですから、うまく調和するように進めてほしいと思います。

次に、25ページですが、オープンラボの利用、26年から28年までの実績が13件で、目標が13件だったということで、100%ということですが、本当に13件ぐらいが目標なんですか。かなり鳴り物入りでつくったような、何かつくるときも

いろいろありましたよね。1回中止か何かして、出直してみたいなこともあって。これは非常にいいことだと思うんですが、13件ぐらいで100%で満足していいものかどうかをお尋ねしたいと思います。

○重黒木産業政策課長 ここに掲げております数値目標は、オープンラボの利用の仕方は大きく2つございまして、オープンラボそのもので商品の開発をするというところが1つと、それと、オープンラボが衛生設備としては最先端の設備でございますので、その設備を活用して衛生管理の研修指導をやるということ、大きく2つ目的がございます。今13件と掲げておりますのは後者のほうでございまして、施設を活用して、企業の方々の衛生管理意識を高めていただくとか、そういった研修でございます。

もう一つの製造品の商品開発につきましては、年間大体、例えば平成27年度ぐらいですと、36件ぐらいの企業さんに御利用いただいている状況がございますので、そういった形での商品開発の利用は結構あっているんじゃないかなと思っているところでございます。

○中野委員 その36件も含めて評価できる利用ということですか。

○重黒木産業政策課長 施設のキャパシティがございますので、昨年度まででございますと、ほぼキャパシティいっぱいいっぱいができていたということでございます。

ただ、最近はちょっと利用が落ちているという情報がございますので、今年度からさらなるPRをしっかりとやっていかなければいけないかなと思っているところでございます。

○中野委員 そのようにしてください。

次に、34ページ、文化祭のことでお尋ねしたいと思いますが、まだ期間は未定ということでは

すが、参考の部分を見ますと、例えば山梨県は303日間、おとしにやった鹿児島県は16日間ですよ。開催期間に、かなりばらつきがありますよね。宮崎県が何日間を設定されるかわかりませんが、山梨県はなぜ303日間だったのか、反対に鹿児島県はなぜ16日間だったのかを教えてくださいたいと思います。

○川口みやざき文化振興課長 議員がおっしゃいますとおり、過去の大会期間は1週間から2週間が主流であったんですけども、その中で秋田県が1カ月とか、山梨県が300日とか、直近の奈良県では3カ月ということで、各自治体が効果的な会期を柔軟に設定している状況であります。そこは、開催県にある程度委ねられているというところで、そういう開催期間のばらつきがあります。

ただ、近年は、大体1カ月とか2カ月とか、長くなる、そういった期間でやる方向にあります。これは、やっぱり地域の活性化も図る意味があるということで、地域のほうでそういった開催期間を設けているという流れがあるようでございます。

○中野委員 来年開催する大分県は、何日間をやるんですか。

○川口みやざき文化振興課長 大分県は、51日間となっております。

○中野委員 オリンピックをかなり気にされているようなことが書いてありますけれども、オリンピックは7月中か8月の上旬には終わるわけでしょう。大体10月ごろ開催ですから、宮崎県もそれなりの期間をしてほしいなど。記紀編さん1300年の集大成としてやるわけですから、ある程度の期間はつくるように、ぜひそのことをお願いしておきたいと思います。

○小倉総合交通課長 先ほどの中野委員からの

質問で、宮崎県内の距離ですけれども、宮崎と大分の県境の駅、それから宮崎と鹿児島県の県境の駅間の距離ということになります。これが156.7キロ、約160キロという形になります。

○中野委員 ちょうど半分ですね。半分ぐらいだから、鹿児島県のためにも、大分県のためにもなるわけですから。東九州新幹線でしたか、あれなんかは、一生懸命、大分と両県で取り組んで、その調査結果は何か至らぬ結果だったような一般質問もありましたけれども、そこは宮崎県がお願いして、できたらきちんとした調査もしていただいて、新幹線ができるまではかなり時間がかかりますから、そして高速化が図られるように。

それと、都城とか宮崎あたりまでは新幹線で鹿児島まで来て、そして逆に南のほうから、鹿児島から来る人も多くなると思うんです。だから、鹿児島県ともうまく手を組んでやってほしいなと思いますが、取り組む姿勢だけでも教えてください。

○小倉総合交通課長 今回の高速化調査は、まず我々が独自でやるという形になります。

もちろん今後、JR九州にいろんな高速化の要望をしますとか、実際に高速化をするというような工事の段階になれば、もちろん関係する各県、利便を受ける各県とともに動かないといけないなと思います。そこは、もちろん大分、鹿児島とも連携していかなければならないなと考えているところです。

東九州新幹線に関しましては、もちろん4県1市でやっているところでもありますので、そこはもう期成会で一体として動いているということでございますので、ちょっと今の段階では鹿児島だけとか、大分だけというわけではないと考えておるところでございます。

○中野委員 幾ら調査しても、なかなかJRというところは官僚的で動きませんよ。だから、3県が組んで要望して行って高速化を図らないと、向こうから押し切られるんじゃないですか。

ワンマン化のことについても、2月の議会で一般質問があって、それで、私は委員会でも言いました。そのときも、不退職の決意で臨まない、なかなか押し切られるよというようなことを質問したんです。当時の部長も、それから知事も相談に行かれた。ワンマン化になることを何とか阻止したいという思いで行かれたんだと思うけれども、安全対策にお墨つきをくれて、ワンマン化になることを何か暗に認めたような結果になったように思うんです。だから、今度、南宮崎から鹿児島がワンマン化になると、こういうことだと思うんです。

この高速化も含めて、ワンマン化の対応も含めて、やはり両県と、関係する大分県、鹿児島県とも組んでやらないと、宮崎県単独ではなかなかだと思えます。単年度で終わる事業でもないと思えますので、高速が可能になることが目的ですので、2,000万も費やしてやるわけですから、ぜひそういう取り組みをよろしく願いしておきたいと思えます。

○小倉総合交通課長 おっしゃるとおり、実現可能な段階になって、各関係県とは連携してまいりたいというふうに考えております。

○二見委員長 まだありますよね。

そしたら、ここで休憩します。午後1時10分再開でよろしくお願ひします。

暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後1時6分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

その他報告事項について、ほかに質疑はございませんか。

○河野委員 県の考え方を確認したいと思いますが、8ページの県民意識調査結果の概要で、調査方法の中で3,500人を無作為に抽出とありますけれど、例えば人口割で宮崎市何人とか、そういうこともしていないということでしょうか。

○松浦総合政策課長 各市町村ごとについては、大体何%ずつという形で割り振りはしているところでございます。

○河野委員 データとして、3,500人中1,540人という回答が得られましたが、これは、データの数として、サンプル数としては有効だという判断でしょうか。

○松浦総合政策課長 御質問は、回答数が1,540ということで、この結果が実態をある程度反映しているのかどうかという御質問だと思います。世論調査等の取り扱いの中で、1,000ぐらいのサンプル数が集まれば、大体95%ぐらいの確率で、誤差3%の範囲内ではおさまるといふ統計学上の取り扱いがありますので、その範囲にはおさまっているというふうに考えております。

○河野委員 では、その上でということで、結果の概要の(3)地産地消を意識し、実際に利用している人の割合ということで、これを報告されたときに、「今後、課題意識を持って取り組みたい」という発言があったと思うんですが、これは地産地消を推進するという県の考え方のもとでの発言でしょうか。

○松浦総合政策課長 広い意味での地産地消ということにつきましては、私どもの総合政策課のほうで所管をして進めているというところでございます。いろんなPR等もしてきているところでもありますけれども、その中で少し数値が下がっているというところが見てとれますので、

ここについて、分析も含めてやっていかないといけないと思っているところでございます。

別途の本体の意識調査の結果の中で、例えば食材とかについての調査でいうとそんなに落ちておりませんので、そこあたりの状況の分析等も少しやる必要があるのかなとは思っております。

○河野委員 その上で、26、27ページの平成29年度フードビジネスの推進についてという構想図がありましたが、この中に地産地消という観点がちょっと見えにくいなと思ったんですけれど、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○重黒木産業政策課長 地産地消といった場合に、フードビジネスの中では、県内でとれる原材料を利用して付加価値を高めていこうという考え方でやっております。余り明確な形では書いておりませんが、例えば宮崎の焼酎のプロジェクトの中では、焼酎原料用カンショ、今55%ぐらいが県内産で残りは鹿児島産とかになっているということですので、それをできるだけ県内産の原料用カンショを使っていこうとか。あるいは加工米につきましても、MA米とか外国産米から県内の加工用米に切りかえていこうとか、そういった形でやっておりますので、基本的な考え方としては、地産地消という考え方も含めてやっているところでございます。

○河野委員 このフードビジネス推進って、4文字でいくとしたら、たしか高知県なんかも使っていましたけれど、地産外商というか、そういう方針が強い図なのかなと思って。

結局、フードビジネス推進ということで県は取り組んでいるので、過渡期のこの時期としては、県民の意識が、先ほどのこういう結果が出て、これは県がフードビジネスを推進している過程の中で、ある意味、県の構想どおりの反

応なのかなと僕はちょっと思ったんですけど。そこら辺で、この地産地消については課題意識を持って取り組むということに対して、もう一度答弁をいただきたいなと思いますけれど。

○松浦総合政策課長 広い意味での地産地消ということですので、食材とかそういうことだけではなくて、例えば宮崎のものを仕入れて使っていきましょうとか、そういう活動の中でもしっかりやっていく必要があるのかなということでございます。

一般の県民の方々にこういったことを知っていただくという取り組みも当然進めていく必要がありますけれども、それ以外にも、例えば県内の事業者の方々に県内の原料があるのかどうかということも見ていただける形を考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

後者のような事例であれば、今、県民会議の中で取り組んでおりますのは、私どもが中心になってやっておりますけれども、県民会議に参加していただいている企業の方々の調達情報がうまく共有化できないかとかいうような形で地産地消が進められないかといったところも取り組んでいるところでございまして、さまざまな形で地産地消というものも取り組んでいかなければならないということでございます。

そういう中で、少し意識調査の結果のところも意識しながらやっていかないといけないのかなと思っております。

○井手総合政策部次長（政策推進担当） 地産地消とフードビジネスの関係のお話だと思います。

県の計画そのもので言いますと、地域経済循環構築のプログラムというのがございます。これの大きな指標が、県際収支、県内と県外との

収支バランス、これの赤字をできるだけ減らしていこうという発想と、地産地消を意識する県民の比率を上げていこうという大きな目標を掲げております。

今申し上げました県際収支の部分で言いますと、できるだけ県内のものを県外に売っていこうという部分がございます。そういう意味で、フードビジネスが行っていますのは、今まで素材で出していたものを、県内でまず利用してもらって、加工して加工品として出す、付加価値をつけて出すというような取り組みをしています。したがって、先ほどお話がありましたフードビジネスの推進のプロジェクトというのは、大体そういう形でできていると。まず県内で利用して、加工して、外に出して付加価値を設けていく。

同時に、県内で利用するという部分におきましては、県民の皆さん方も、県内の企業さん方も、できる県内でできたものを活用して使っていただきたい、利用していただきたいということでございます。

外貨を稼いで、県内で循環をさせて、経済活動を活発化していくと、そういう思想に基づいて計画はできておりますので、御理解いただければと思います。

○緒嶋委員 8ページ、県民意識調査、これは県政運営、新たな施策の検討材料として活用するという事になって、この場合、災害に対する備えをしている人とかいうのは45%。ところが、余りしていない、全くしていないほうが多いわけやな。これは、4と5を足せば、54%になるとですね。余りしていないという人も、ちょっとはしとるとかもわからんけれど。宮崎県は、南海トラフが仮に発生した場合には3万5,000以上、家屋でも10万戸弱ぐらいは流出と

うか、傷むだろうと言われておるわけですが、これがまだ45%ぐらいでは。

危機管理局との連携というのは、アンケートを通じて、そういう施策推進のための協議はしておるわけかな。ただアンケートをするだけじゃ意味がないし、新たな施策に反映させなければ意味がないわけで、このあたりはどうですか。

○松浦総合政策課長 このアンケートの調査の設問というか、項目そのものにつきましても、調査をする前に、施策に反映させるための設問としてこういう形でいいのかどうかということ、まず各部と協議をしてから出すということでございます。

その結果につきましても、それぞれのところにつないだ上で、当然、それぞれの施策の中で検討していただく必要がありますので、こういう状況ですよということは話をしておりますし、御質問にありましたように、災害に対する備えということであると、ある程度しているという人が45%、逆に言うと、そうではない人がおっしゃったような状況でありますので、今年の熊本地震等もありましたので、ここはもっと上げていかないといけないんじゃないかという議論はしているところでございます。

○緒嶋委員 こういうことは、まだ災害に対する県民の認識が低いともとれるわけですよ。これをいかに高めるか。やっぱり自分は自分で守らないと、もう、これはどうにもならん。個人個人が自分を守るという自覚が生まれなければ、備えをしているということにはならんわけだから。そういう点のあり方というか、ソフト面を含めて、県民に対してどう周知するかというのは危機管理局の責任でもあろうと思うし、そこ辺の調整をうまくやるということが、やっぱり県政推進のために必要なことだと思うんで。

これは医療体制にしても同じでありまして、満足している人は四十幾ら、満足している人が少ないわけです。これは、医療体制が十分でないということを示しとるわけですよ。全県下の医療計画なんかの中でこれをどう生かすかというのは、大きな次の課題になるわけだ。

こういうアンケートは、県民の信頼できる意思表示でもあるわけだから、これをいかに県政の推進にするかという、そのための調査でもあるわけだ。ただ調査することが目的じゃない。それをどう生かすかだから、そのあたりをやはり総合政策部がリーダーシップをとってやるという、県庁の組織の中では、それが一番大切だと思うんです。今後どう考えて進めるかということ、そのあたりの考え方をもうちょっと詳しく。

○松浦総合政策課長 御指摘のとおり、(4)の医療体制のところの満足度でありますとか、全体から見ると、やっぱり本当はもっともっと上がっているのが正しい状態だということがありますので、そういうところから乖離している状況もあるのではないかという御指摘でありますし、全体的なところの設問の回答については、やはり各部ともしっかり議論をしていく必要があると思っております。政策評価の中でもこういったものを取り込みながら、どういった点が課題であるということもある程度明確にしていきながら、政策なりそういったものの方向づけをしていく必要がある、そういった作業をしてまいりたいと思っております。

○緒嶋委員 やはり今度の県病院なんかについても、こういう形の中で宮崎病院をどういう形でもっていかかという、宮崎病院のあり方の一つの示唆にもなると思うんです。やっぱり県民が、医療体制については不満が多いと、その中

で県病院を新たに数百億もかけてつくるなら、県民の全体の医療のためにどういう形の県病院をつくるかというのは大きな課題だと思っているんです。やはり、そういうものを含めて進めるのがこのアンケートの重要な意義にもなるわけだから、ぜひそういう感じで進めてほしいということをお願いします。

次は水素エネルギー。

今のところ、福岡県はものすごく取り組みが進んでおるわけですね。日本は資源が少ない中で、水素だけは資源がないとは言えんわけです。この水素エネルギーをどう宮崎県の発展のために生かすかと、また県民の生活、福祉の向上のために生かすかというのは、これはもう国全体の問題であるけれど、やっぱり宮崎県が将来的にどこまでこれを進めようとしておるのか。いろいろあるけれど、その将来ビジョンというのはあるわけですか。これで終わるわけですか。

○松浦総合政策課長 構想についてはこれから策定をしていこうということでもありますけれども、その前段として、昨年度、研究会というのを関係する方々と一緒に考えてまいりました。その中で、国のほうの動きとしまして、水素をエネルギーの一つの資源として社会の中で柱の一つ——全てではないんですけども——に結びつけていきたいというようなことで、例えば家庭用の燃料電池として普及させるとか、燃料電池自動車を普及させていこうという方策が出ているところがございます。そういったことに合わせて、宮崎県はどういうふうに動いていけばいいのかということをもまず考えていく必要があると思っております。

それから、そういったものを国の動きに合わせて進めていく中で、宮崎県の社会像といえますか、こういうようなエネルギーの使い道

ができてきた社会になっていきますよということをお示しする必要があると思っておりますので、そこも合わせてやっていく必要があるのではないかと考えております。

先ほど御説明の中でも申し上げましたけれども、水素のエネルギーとしての活用について、まだまだ認知されている部分が少ないということがありますので、合わせてこの普及啓発ということもやっていかないといけない。こういうようなものを含めて、構想としてまとめてまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 これは将来的には大きな課題だと思いますので、十分検討していただきたいと思っております。

次に、国体の県有主要3施設の整備地候補、私は、それぞれまだいろいろ検討しなさいとならんという候補を2カ所に絞って、みんなにどうですかということ自体がおかしいかと思う。ある程度、どこにしても、これだけ予算は必要だという全体がわかる中で比較するならいいけれど、まだいろいろと検討しないとならんことばかりある中で、2カ所に絞りましたということは絞ったことになるのかなと思って。

2カ所を掲げた本当の意味はどういう意味だったわけですか。

○松浦総合政策課長 国体に向けた3つの施設の整備につきまして、どこに整備していったらいいのかというところで、昨年度、ずっと検討しておったところがございます。

そういう中で、最初の段階では、まず市町村にも県と連携して整備するような御希望がありますかというようなことも伺ったところでありますし、合わせまして、県内の県有の施設だけじゃなくて、市町村が持っておられる施設等も含めてどういったものがあるのか、そして国体

の競技等に使えるのかどうかというふうなことも、多分1,000件程度だったと思いますけれども、調査をしたところでございます。

その中で、3つの施設について、例えば面積でありますとか、アクセスでありますとか、そういったことで、ある程度可能かなというところを絞り込んでいく中で、昨年度の段階ではそれぞれ2カ所ずつには絞ったということがございます。最終的には1つに絞っていかないとなりませんので、委員が御指摘のとおり、少しそのあたりのところがどうだったのかなという御批判はあるのかなと思いますけれども、私どものほうは、全体的な作業の中でこういう形として公表させていただいたというところでございます。

○緒嶋委員 最終的に決定する決め手は何になるわけですか。予算的なものであるのか、場所的なものであるのか、何が決定の重要なポイントになるの。

○松浦総合政策課長 最終的には、知事がどういうふうに判断されるかということになるんですけれども、その前の話として、それぞれ2カ所ずつありますけれども、例えば一方の整備費がものすごく高いとかいう状態はなかなか難しいだろうと思いますので、そういったところは比較するための材料が必要だろうと思っております。

また、施設を整備して、国体後にどういうようなスポーツランドの展開を考えていくのかというところも一つの判断の材料なのかなと思っております。例えば利便性ということであれば宮崎市かなという考え方もありますし、スポーツランドの課題となっている全県展開をしっかりと進めていくんだということになれば宮崎市以外という選択肢も出てくると思いますので、そういったところを総合的に勘案しながら判断を

していくことになるのではないかと思っております。

○緒嶋委員 最終的には、両方とも全てがこれだけかかりますと、そういうものが出た段階で選択をどうしたらいいかということ。本当は、知事がここだと決めて提案するのが執行部のあれじゃないとおかしいわけです。仮の話だけれど、我々議会でここと決めたら、そのとおりに行くわけですか。我々が山之口にぜひと言えば、それで予算が高くかかってもそこでやるわけですか。

○日隈総合政策部長 今、総合政策課長が御説明させていただきましたが、まず金額を整理したいというのが一つあります。ただ、金額が低いほうを選ぶということではありません。緒嶋委員がおっしゃったとおり、政策的にどういう方向に持っていったほうがいいのかというのは、最終的には判断だろうと思います。整備費だけじゃなくて、将来に向かっての効果が大きいと見れば、それはそれで判断ということと考えております。現状、作業的にちょっと金額的な整理のところはまだ詰まっていないことと、例えば陸上競技場については、ここで整備した陸上競技場で開会式をするのかと。した場合に、例えば周辺の道路であったり、そういった関係は大丈夫なのかなということ。

それと、木花の今の施設は使わないということとはございません。これはこれでしっかり今後スポーツランドの関係では十分活用していかなくちゃならないということを考えると、懸念材料であります災害に対する備え、そこあたりも一定の整理をしておきたいというような考えであります。

全体、トータル的に一定の整理をした上で、ここに掲げています3つの施設のうち、特に関

心事というか、今、議論になっておりますのは2つの施設かなと思います。陸上競技場のところと体育館のところ、この2つをまずはどちらかという方向はできるだけ早く決定して、また議会のほうにも御相談させていただきたいということで詰めてまいりたいと思います。

○緒嶋委員 やっぱりこれがある程度金額的にわかり、いろいろなことが出てくる中でどっちがいいですかというならわかるけれど、まだ予算的にも何もわからんし、アクセスも津波対策もどうなるか、幾らかかるかわからん中で、どちらがいいですかというような形で我々に提案すること自体が、熟慮が足りないかなと。

どっちにしても誘致合戦が始まるわけですよ。そりゃ、決まったほうはいいけれど、逆にだめでしたというほうは何だったのかということにもなるので、やっぱり姿勢としては、1カ所決めるとなら、県は1カ所をどこにするかという自分たちの主体的な、執行部としての責任で提案してこんど、今度のような提案の仕方というのは、執行部としてはちょっとおかしいんじゃないかと。あらゆることを精査した後に提案して、2カ所あった、10カ所あったけれど、結果として、災害対策も含めてここが一番適当ということで決めました。これでいいでしょうかというような提案でないと、県民としてはやっぱり誘致合戦になるわけだし、都城とすれば、市の予算を何十億出しますからつくってくださいとか、いろいろ出てくる。そうすると、逆に、宮崎は県有地じゃから、宮崎市は金は出さないと。そりゃ、金を30億も出すところにつくったらどうかといえば、それで決まるのかと。なかなか難しいわけです。

だから、こういう提案を執行部の中でする——2カ所つくるといふなら問題ないですよ。

1カ所しかつくらんのを、2カ所候補が挙がりますという考え方というのは、執行部としてはちょっと逃げじゃないかなと。行政の責任者は知事であるから、知事が腹を決めて、ここだという提案をした後に我々に相談するというのが行政の筋じゃないと、私はおかしいんじゃないかという気がしてならんとですが。

○日隈総合政策部長 委員の御意見を踏まえまして、早急に詰めて、結論を出したいということで作業を進めたいと思います。

○緒嶋委員 よろしくお願ひします。

それと、日豊線の高速化、いつも私はこの鉄道を利用しておるわけですけども、今、鉄道で複線がないのは日本で宮崎だけです。部分的にも全然、複線がないのは。日本で宮崎県だけです。高知やら、鳥取、島根でも部分的にはあるわけです。

そう考えた場合に、高速化をいかに——そりゃ、当然、新幹線も必要といえれば必要です。だけれど、短期的に見れば、日豊線の高速化をどう進めるか。宮崎—延岡間を、かつては90キロ、今110キロにやったわけですが、やはり宗太郎の問題とか、フリーゲージとか、振り子鉄道とか、いろいろ検討はしたけれど、線形の中でなかなか難しいわけですよ。曲線改良だけはやって、少なくとも130キロぐらい。北九州から大分までは、大体130キロで来ておるわけです。まだ部分的に一部単線があるわけですけども、もう相当進んでおります。

その中で、本当に言われたとおり、宮崎県だけが負担するのもおかしいという理屈は当然あります。しかし、宮崎県が何とか頑張らないといかんという面では、宮崎県は何キロにしたいという一つの目標を決めて、それで進むというのでないと、高速化高速化といつても、200キロ

を目指しているのかということにもなるわけ
ありますので、そのあたりの考え方というの
は、ぜひ。

我々も、九州中央3県の中でJR九州なん
かにも行くわけですけど、なかなかガード
がかたいというか、容易じゃありません。
その中で、この高速化というのはやはり
みんなの願いであるので、本当にこれ
だけやるとすれば、それが実行できる
ように努力していかないといかんと思
うんです。本当にそのあたりの決意があ
るかどうかが、このあたりを。

○小倉総合交通課長 今回の調査で、ま
ずは各曲線部ですとか駅につきまして、
実際どういう整備手法があるのか、費
用がかかるのか、どれぐらい効果があ
るのか、そういうことを出していき
たいなと思っております。

例えば駅部の改良、一部複線化です
とか、こういう一線スルー化みたいな
ことに関してましては、コストに対
してある程度効果があるという
ところもありますし、一方で、山間
部、おっしゃったように宗太郎峠
ですとか、もちろん橋梁ですとか
トンネルですとか、あの辺は新た
に用地買収しなきゃいけないとい
う問題があるし、恐らく結構な
コストがかかるだろうなという
ところはあります。

ただ、我々としては、そういうところ
を含めて、全体でどのぐらいコスト
がかかって効果があるのか。一方
でB/C、駅も含めて、JRに現
実に要望していくという考え方
もございますので、そこ辺の、
ある程度実現可能性の高いもの
も含めてどのぐらい費用がかか
って効果が出るのか、そういった
ことも出しながら、いろんなパ
ターンを示して出せるようにし
たい。それでもって、我々とし
ては目標としてこういうことを
やりたいんだということをJRに

も示していきたいなと思います。
一方で、ちゃんと現実的にでき
る部分もこういうところがある
んだということも示していきな
がら、今後、こういったデータ
を使って要望していきたいな
と思っております。

○緒嶋委員 特に、かつては国鉄時代
ならば、運輸省——今は国交省
ですけど、国交省に要望とい
うことで影響力はあったん
ですけど、今、民営化された
中では、なかなか国のほう
からJRに指導というか、法
に違反することであれば指
導はできるけれど、それ以
外の、こういうのを改善す
るとか改良するとかという
ことに対しては、もうJRの
会社の経営方針にそぐわな
いような感じの、収益が上
がらんとところに投資して
もだめですよという、その
一言です。

だから、これは相当粘り強く
やらんと、また、県もこれ
だけ負担するからというよ
うな、ある程度負担まで考
えながらやらんと、お願
いします、お願いします
じゃ、絶対前に進まない。
我々も十何年もJR九州に
行っておるんですけども、
行っても冷たいというか、
どっちか言や、来んほう
がよかったなというよ
うな、要望してもそ
ういうイメージであり
ますので、これだけ
2,000万もかけてやる
ならば、そのことを含
めて相当努力してほ
しい。特に、国交省
からおいでになって
おる課長であります
ので、頑張ってください。

それと、祖母・傾・大崩ユネ
スコエコパークの問題
ですけども、これはこの
前、延岡でお祝いもあ
ったわけですが、指定
を受けたということに
対して、総合政策部、
中山間地初めみんな
頑張っていたという
ことに感謝もいたし
ますし、本当にお礼
を申し上げたいと思
っております。

ただ、問題は、ゴール
ではなくスタートとい

うのは皆さん言われるわけでありますが、核心的なものは当然残さないといかんけれども、地域の経済的な浮揚というか、地域の活性化に資するためにはどうすべきかというのが一番の課題になるわけです。そのためには、私も高千穂ですから、もう十分この地域はわかっておるんですけれど、県外から——県内もですが——できるだけ交流人口をふやした中で、地域活性化をやっつけていかないといかんわけです。

その中で、農家民泊等も含めながら検討していかんやいかんわけですが、この前も後藤議員が質問された、道路にしても、町道にしても、林道にしても、登山道にしても、今のところ、全ての意味で、これは整備状況がいいなというのは一所もありません。県外から来るお客さんが、満足して、またリピーターになってもらわんと困るわけです。それで、ロコミで広まって、またある意味じゃ、海外からも。ユネスコという世界ブランドがついたわけですから。

そうなれば、そのあたりの県のやるべきこと、市町がやること、そして地域がやること、民間がやること、協議会も当然あるわけですが、いろいろな課題というのを早く整理して、できるだけおいでになる皆さん方が満足して帰られるような形をやらなければ、私は不満を抱いて帰られる人が多いだろうと。

道するべ一つにしても、この前も連休中に、日之影で傾山に登山して2組の遭難者が出たわけです。町も、消防団も、消防署も、もう連休中でも人探しするような感じに対応せざるを得んわけです。

そういうことを考えたら、これだけは最低限早くやらんやいかんということ整理していただいて、ここ一、二年で、早くそこまでもっていかんと。10年後の評価の段階でアウトになる

可能性もあるわけですので、そのあたりの対応をどう考えておられるか、お伺いいたします。

○奥中山間・地域政策課長 委員おっしゃるとおり、受け入れる環境の整備というのは早急に対応していかないといけないと思います。今、登録決定されて、全国各地にその情報は流れておりますので、明日にでも観光客の方が来られるという可能性はもう十分にあります。そんな中で、やはりハード面、ソフト面、両方あります。

ソフト面のほうは、ある程度、話も大体進んでいますし、例えば受け入れガイドの養成ですとか、さっきおっしゃいました道しるべの整備ですとか、あるいはいらっしゃった方向けのパンフレットの整備とか、そういったものは、まだ今準備をしているところですけども。

ハード面の整備につきましても、やはり関係の市町村あるいは県であれば関係各部と、早急に整備すべきところは整備していく方向で十分協議していきたいと考えております。

○緒嶋委員 そして、登山者も、マイカーとかレンタカーで来る人が多いわけです。そうすると、ある程度のところまでは道路を舗装して駐車場まで整備して、それから先は登山というか、歩いてというようなすみ分けをしないと、どこまで車で行っていかかわからないと。そうすると、もうバックも回りもできんというようなところもあるわけです。特に、今度は梅雨になったら、雨が降るともうとてもじゃない。道は四駆というか、4WDの車でないと前に進めないというような状況のところもあるわけです。そこ辺をぴしゃっとしなければ、これはものすごい不満が出てくることは間違いない。

だから、登山愛好家もいますし、そういう人たちも含めながら、やはりみんながこのユネス

エコパークは指定を受けて本当によかったなと、そして地域活性化にもなるというようなものに持っていく努力を、やっぱり県が主体的にそれをリードしていかんと、なかなか市町ではどうにもならんのではないかなという気がします。これは、ある意味では国のほうの林野庁、国有林の問題の中もトータルすると、そういう点の国との連携も重要でありますので、ぜひそれを早急に進めてほしいということを強く要望しておきます。

○松村委員 今、緒嶋委員から言われたエコパークについてなんですけれど、日本で9カ所、宮崎に2つもあるということで、非常に宮崎の自慢になるということでありがたいなと思います。

これからの活用がと言われたように、どうやってこれをうまく人と共存していくかというところでしょうけれど、中身的には、生態系の保全ということが非常に大きくて、そこをあんまり開発しちゃいけませんよというところもあるんで、観光とどれだけコラボするかというのはちょっと違うんじゃないかという気も若干はあるんですけど、その難しさの中でどう攻めていくかというのが知恵の出し方だと思うんです。

国立公園で、屋久島とか行きますよね。でも、エコパークになったからって、入り口の表示にちょっと名前が入っているぐらいで、あんまりないんです。今回のエコパーク認定も、とったことはすごいけれど、これからは大事じゃないかと思うんです。

それで、聞きたいんですけど、もちろん認定取り消しも出るでしょうけれど、エコパークをとったことで、例えばユネスコに対しての登録料とか、財政的なこちらからの持ち出しの負担とか、あるいは毎年こちらから管理するとき

の報告事項とかがあるのかとか、地域の負担になっているところがあるのかというのが私もわからないんでお聞きしたいのと、あとは、綾町もとられていますよね。綾町は、このエコパークをとられて、目に見える活性化とか何か、エコパークによる影響というのが——とられるまでは非常に活性化して、目に見えてテレビでも報道されていたんですけど、その後は余り聞こえてこないんで、綾町のエコパークの取り組みがどのようになっているのか、観光とかも含めてうまくいっているのか、その2点をお聞きしたい。

○奥中山間・地域政策課長 最初の御質問にありました、ユネスコ本部に対する報告なり財政負担ということですが、そこにつきましては、特に報告あるいは財政負担はございません。

ただ、先ほど来、御質問ありましたけれども、10年後には再審査がございます。そのことにはきちんと対応していかないといけないということになります。

それから、綾町のエコパークの現状ですけれども、我々が聞いているところによりますと、エコパーク——もともと綾町は、照葉樹林ですとかあるいは有機農業ということで人気のある観光スポットの一つではあったんですが、エコパークの認定以来、例えば外国の研究者の方がたくさん視察に来られたりとか、綾町自身もエコパーク推進室をつくりまして、エコパークブランドのいわゆる地場産品、ああいったものもつくって、今、それなりにきちんとエコパークブランドを活用した取り組みをしているところでございます。

○松村委員 祖母・傾も、いわゆる国立公園じゃないけれど、国定公園という形でそれなりの観光資源であったし、あるいは国立公園や国定公

園としての国の規制というところもあったわけですね。中身としては、ユネスコという大きなブランドは来たけれども、もともとすばらしい山々で、地域もその山に沿った人々の暮らしというのがあったわけで、国立公園じゃないけれど国立公園というような。今までうまく生かし切らなかったことを、今度、ユネスコという名前がついた世界ブランドになったということですから、だから何だという方もいらっしゃるんです。

だから、それをどう使うかというのは、地域の人とかあるいは行政も含めて何かやっていると、名前はついたよねというので終わるといけないので。せっかく皆さんで勝ち取ったやつなんで、ぜひこれをうまく前に進めていただきたいなと思います。

それと、先ほどJRの件もあったんですけど、JRは、民間になりましたけれど、今いろいろ調査していますよね。費用とかいろいろ出てくるんでしょうけれど、これは誰が整備するんですか。

○小倉総合交通課長 実際、整備するとなるといろいろ手法があると思います。基本的には、鉄道を管理するのはJRという形になりますので、JR九州という形になると思うんですが、実際、過去の例ですけれども、大分県などでは、三セク化して、そこに対して国と県と地元がお金を出してやるというようなパターンもございました。

それが現実的かどうかはともかく、そういうやり方もあるというようなところですね。

○松村委員 宮崎県が、カーブを直線的にして高速化をやるから、JRさん、工事はそっちでやってください、高速化しましょうという話じゃなくて、国がやるわけでもないですね。

国がお金を出すわけでもなくて、あくまでも民営化のJR九州に、高速化してください、そのためにはこれだけお金がかかるんですよと、宮崎県は調査しましたと。ちゃんと線路のかけかえもしてくださいというふうにこちらは頼みするだけで、あとはJR九州が、はい、わかりました、では、この工事やりましょうという流れでいいんですか。

○井手総合政策部次長(政策推進担当) 本来、鉄道事業なので、経営的に成り立つところはJRがみずからやるというのが本筋だと思います。筋的にはそうなんですけれども、現実にもうからない路線を整備しようとする、それはJRは経営的にはやらないと。現実的にどうなるかといいますと、高速化に対する国の補助制度がございます。先ほど、課長のほうから答弁がありましたけれども、例えば大分-佐伯間、これにつきましては、その補助制度を活用してやっております。今、課長が申しあげましたように、第三セクターという形をとっております、大分-佐伯間65キロぐらいありますけれども、社長は大分県副知事で、JR九州の大分支社長を常務として、そういう会社をつくりまして、上下分離で高速化を行うと。大体23億6,000万ぐらいかかっているんですが、ざっくり言いますと、国が25%、地元が三十五、六%、残り三十五、六%をJRがもつと、そういうようなスキームになります。したがって、地元の負担が必ず出てくるというふうに我々としては認識をしております。

○松村委員 イメージがわかりました。民間の会社ですから、ただ、これをこういうふうにしてほしいって、もうからないところはしませんよね。だから、もし、これをもうかってもらうためにこの直線化、高速化をやろうとすれば、

これをする事で、宮崎県沿線住民としては、乗客数を2倍に伸ばします、JR九州の日豊線の売り上げを今の倍にします、利益は多分黒字になりますという提案までひっつけてJRに出せば、JRも調べるでしょうけれど。ただ、それは現実的に不可能なことですよね。

だから、そういう提案だったらこれはやるでしょうけれど、私がJR九州だったらやらないですもんね。今、多分、ワンマン化にしようか、あるいは廃止しようかという路線だと思うんです。高速化あるいは複線化というのは、もう何十年って要望・陳情、国鉄時代からやっていることであって、いわんや民営化になったときに——今、このコンサルタントもJR九州ですから。これ、別のところだったらいいんだけど、JR九州に頼んでいて。それで、やりますかっていったって、これはあきまへんわね。だから、次に何をやるかというときに、今、ちょうど第三セクターと言われたけれど、本当にこの高速化なりをするんだったら、コンサルティングで終わったって意味ないんで、次の球を構えとかにやいかんわけでしょう。

そろそろ日豊線は、宗太郎峠から鹿児島まで、わかりました、第三セクターで宮崎がやりますと、運営と下は別にしましょうという提案ができるぐらいの腹づもりがないと、最悪それがあって、あるいはJRがもしかして何ぼか出せば直接やってくれるというのがあって、そしてこのコンサルティングみたいなことをやればまだ可能性がありますがけれど。これから何十年とまた同じようにコンサルティングをもとにして、毎年毎年JR九州に対して複線化と高速化の要望をお願いしていくのかと。そういう無力な戦いをするよりも、実践的に実のなるところに向けてのコンサルティング調査の実施というところ

をやりますというようなお話であれば、誰が見ても非常にやった甲斐があったなど。調べてみないと、実際的なお金はわかりません。カーブを直線化していくとか、複線路線を一部使うとか、それは実際調べて見積もりを出さないと金額はわからないけれど、コンサルティングしなくても、相当お金がかかるだろうと、これはJRはやらないだろうというぐらいは誰でもわかることですよね。だったら、次の方向性はここにあるんですというところがあると、もっと信憑性が出てくるというか。

○井手総合政策部次長（政策推進担当） 今、委員がおっしゃるとおり、大分から鹿児島間で全体を一遍にやろうと、複線化をしようということになると相当な金額で、恐らくやれない話だと思います。

今回の委員会資料にも書いてありますように、ただ、駅の構内の改良であったり、一部のカーブのカントの改良であったりというところになると、多少工事費も落ちてくると思います。部分部分でやれるところがあるのではないかと。その場合に、どの程度の工事費がかかって、そこを改良することによってどの程度の時間短縮につながるのかと。費用対効果として、恐らく地元負担があるとしても、そこに耐えられるものなのかどうかというような資料を、今、我々は持ち合わせておりませんので、そこを整えた上で、JRとこの部分をまずやってみませんかというような交渉ができる、そういう材料にしてまいりたいと考えております。

費用対効果をきちんと評価しながら、1分でも短縮に向かう道はないかということを探してまいりたいと考えております。

○松村委員 ぜひ効果が出るように、次のステップに進んでいただけるような調査にさせていただ

きたいと思います。

○蓬原委員 関連していいですか。

やっとスルーと振り子、電車のお話が出てきたなと思って。

もう十何年前に、B&Sのバスと新幹線が通りました。宮崎にその効果を持ってくるということで、友達がレッドライナーの役員をしようとしたもんですから、彼は頻繁にこっちに足を運んでいて、こういうふうには1本の電車の時間を変えると九州全体にこんなに影響するんだよというのを見せていただきながら、スルーと振り子電車にすれば、ある程度速くなるよということを知ったことがあって、ずっと頭に残っていて、今やっとこれが出てきたなという話になるんですが。

ただ、そのときに、今やろうとするときに悲観的な話をしてもよくないんだけど、余り大した短縮効果にはならないと。例えば、宮崎から鹿児島、今、何時間ですか。もうほんの数十分だろうというような話を聞いていたので、私はこの話はずっともう自分の胸の中にしまっていたので、効果があるとすれば、曲線半径を変えとか、要は線路の延長を短くしないことには。今、もし100あるとすれば、60にすれば6割減る計算ですよ。それが直線になれば、もっと速くなるわけですよ。

だから、そういうことなんだろうと思うので、局部的に直線にして、そこをブレーキかけないですつと行く、曲線のところの傾きを大きくして遠心力ですつと速く回るとしても、そんなにはないかもしれません。

であるならば、緒嶋委員からもありましたけれど、今100かかるところを、高速化ということはどういうことかという目標を決めて、この時間まで短縮させるためにはこの路線がこうある

べきという理想の形をつくって、そこから逆に解き落として設計して行って、じゃあ、費用はこうだよと。今、松村委員がおっしゃるように、このことによってこんだけ時間が短縮になります、そのことによってこれだけ乗客がふえます、したがって収益がこれだけ上がるでしょう、JRさんもこれで赤字路線ではなくなるでしょう、じゃあ、JRさん、どうですかという話になるのがプレゼンかなという気がして。

だから、調査は調査で、可能性調査ですから、ことしはこれでやってみて、あとはその調査結果をもとにどこまでやる。例えば極端に言えば、もう路線を一回変えてみるとか、トンネルを掘るとかいうところまで考えていかないと、根本的にあんまり効果は出ないかもしれませんよということ踏まえて、その分厳しい気持ちでやっていたかかないと、調査はやってみただけで、大山鳴動、15分の短縮でしたというようなことにしかならないかもしれないので、そこは申し上げておきたいなと思っています。

それと、先ほど3県合同でという話がありました。これはこれで非常にいいことだと思います。今、長崎が例の新幹線で非常に困っているんです。入り口の武雄が反対しているわけですよ。佐賀は、もう既に博多が近いからわざわざ新幹線を通さなくてもいいということで、この前陳情に行くときにも、佐賀県は陳情しに行かないと、そういうことでしたので。

この前、ユネスコパークのお祝いがあったときに、佐伯の県会議員さん、副議長です。鹿児島で九州議長会がありました。彼がおもしろい話をしたんです。佐伯から鹿児島に行くのに、30分後に小倉に抜けて、小倉から新幹線で行ったほうが、こっちの日豊線に来るよりも30分早く着くというわけ。4分の3周。こちらは4分の

1周。4分の3周のほうが、30分後に出たのに早く着くという話をしまして。まあ、だからその分高速化を図らんといけないよという話なんです。

だから、逆にいうと、大分県を一緒に取り込むためには、武雄の例もありますので、よく大分の皆さんの感情も配慮しながらやっていかないと、俺はもういいわって話にもなりかねないので。これは武雄の例でしたけれど、老婆心ながら——老婆心というのはよくない言葉なのかな。老爺心ながら、申し上げておきたいと思えます。

それと、7ページの審議会委員名簿。これは、個人にということでしたが、団体の長だから個人ということになっているんですよね。名前は言いませんけれど、団体の長で、今度おかわりになってくる人がこの名簿にあるかもしれません。それは、どうされるかということ。

○松浦総合政策課長 それぞれの委員の皆様には、個人として御参加をいただいておりますけれども、御質問のように、それぞれの活動されている団体と申しますか、そういう内容によって選んでいる方々がほとんどでありますので、団体をしっかり見た上で、そこのトップというふうな形で選んでいるということでございます。

○蓬原委員 ということは、団体の長が、もし、おかわりになる場合はかわるということですか。

○松浦総合政策課長 基本的な考え方としては、おっしゃっているような形で考えていくことになるだろうと思っております。

○蓬原委員 それから、9ページ、子供を持つことの考え。理想は3人だが、予定しているあるいは予定していた子供は2人という、これは非常におもしろいデータだと思うんです。理想は3人なのに、なぜ2人なのかという。だから、

これが実際に理想どおり3人子供を生んでいたとしたとするならば、宮崎県の子供の出生率、1.7何がしがもっとふえるということになるんで、なぜ3人なのに2人にしたのかという、このところを深掘りして見ていただくとおもしろい結果が出るんじゃないかと思いますが、それについては、今回はされていないですね。

○松浦総合政策課長 御質問のお話については、実際の現実的なものと、これぐらい子供が持てたらいいなというところの違いを見てみようということを出しているんですけども、そこにギャップが出てきている状況、これは見てとれるんです。その背景として、経済的なものなのかあるいは子育てのための環境がどうなのかとか、いろんな要因が考えられまして、ここあたりのところの具体的な分析まではまだ至っていないところですよ。おっしゃっておられましたように、こういったところにどううまくアプローチしていけるかという方法論が見つかったら、人口問題についても少しでも解決できるような材料になると思いますので、そこについては引き続きやっていきたいと思っております。

○蓬原委員 少子化対策の大きなポイントになりそうな気がするデータなので、ぜひ深掘り並びに検討をやっていけば、そこを解消していけば、逆に言うと、理想の3人の子供が生まれるということでしょうから、お願いしておきたいと思えます。

それから、11ページの水素エネルギー等利活用ですが、この前、延岡の修電舎でしたか、水素化カルシウムを使って、水でもおしっこでも海水からでも水素がつかれるという。それと、もう一つ、三鷹光器が宮崎とやっている。委員長も一回質問したことがあるし、我々も三鷹光器には現実に東京のほうに見に行ったことも

あって、この前も三鷹光器の人とちょっとお会いしたんですけれど。その辺の、宮崎で水素をつかって外に売る、まさしく地産外商。いわゆる地産地消であり地産外商で外貨を稼ごうという、地域資源から製造という、私が今言った2つもここに入っているんですね。

○松浦総合政策課長 構想そのものは、ビジョンをつくっていくときに、20年先、30年先の社会像はどうなっているかというというようなことも考えていくことになりまして、その中の材料の一つとして水素をつくっていけないかということも、例えば宮崎大学でプロジェクトとして研究が進んでおりますので、それから、委員がおっしゃいましたように修電舎のお話もありますし。そういった、水素を製造するということの視点もやはり考えていく必要があると思っております、それをどういう形で構想にまとめていくのかということについては、今後検討していきたいと思っております。

○蓬原委員 水素をここでつくって、外に売ったほうが絶対に宮崎としては外貨を稼げますから、そちらの方面への構想もこの中にしっかり入ってくるといいなと思います。

それと、14、15ページ、国体施設、いろいろ話が出ていますけれども、日本体育施設協会のデータ、もう御案内のとおりだと思いますが、鹿児島、宮崎、愛媛は、県央外につくっている県有体育施設がゼロ%なんです。

埼玉の例があって、これは、この前、東京に行ったときにある国会議員の方の事務所で聞いた話でしたけれども、埼玉の成功例。埼玉は、御案内のように、南部のほうが東京圏に近くて、下のほうがずっと濃いですよ。それを、国体をやるときに県北でやろうとして、施設も向こうにつくろうとしたと、かなり反対がありまし

たと。しかし、結果的には、県北につくったことによって、非常に均衡ある体育施設もできて、後々の利活用もうまくいって、活性化したという成功例としての話も聞いてきましたので、埼玉の例もまた調べてみていただくとありがたいのかなと思っています。

それから、もう一つ、余談のことを申し上げますが、文化施設も宮崎は県央にかなり集中していますね。これは、いろんなところでそういう声が出ていますので、申し上げておきたいと思えます。

○前屋敷委員 県民意識調査から、お聞きしたいんですけれど、回答は前回よりも上がって44%ということですが、やはり多くの人に回答していただくことでよりリアルなことをつかめますので、質問の中身もかなり改善されて、回答しやすいようにという工夫もあったようにありますが、ぜひそれは引き続きそういう方向を追求していただきたいと思えます。

それから、もう一つ必要じゃないかと思うのは、これは選んで回答するというアンケートなんですが、記述する部分は、これには入っていたんですか。

○松浦総合政策課長 設問に対する答えの項目のところと、最後には自由に意見を書いていただく部分も設けてはおるところでございます。

○前屋敷委員 それは非常に大事だと思いますので、やはり自分のより身近なところで気づいたこと、県民一人一人の意見とか要望とかいうのがそこに集約されますので、そういったものも全て網羅できるような形で県民の思いというのを受けとめるという点では大事かと思えますので、ぜひそういったものも含めて、これからの県政、施策にも大いに生かしていただきたいと思えます。

それともう一点ですが、日豊線の高速化の調査についてですが、それぞれ、今お話が出たように、高速化についてはかなり長いこと要望もしている。私たちは複線化も同時に要望しているんですけれども、なかなか冷たい対応だということ。

国鉄が民営化されてJRに変わった。ここはJR九州ですけど。しかし、公共交通機関としての責任というか、役割はやっぱり全うせんといかんと思うんです。それが崩れては話にはならんというふうに私は思っています。

ですから、日豊線は乗客も少ないということ、なかなか黒字が伸びないとどうなるかというような不安材料もあったりするんですけども、しかし、乗客の利便性をどう高めるかというのは、運営主体であるJR九州が考えんといかん話だと思うんです。それはやっぱり宮崎県にも責任がありますから、一緒になって考えようということ、今回の調査も行われると思うんです。

そういった意味では、これまでかなり県も要望をしてまいりましたけれど、JR自身は、宮崎県の複線化、それから高速化を含めて全く検討しないというふうな対応なんではいけません。現状を聞かせていただけると。

○小倉総合交通課長 JRがどう考えているかということですが、もちろん現時点でできるともできないとも、そういうことを言っているわけではなくて。

今回の調査は、先ほども次長のほうからもお話がありましたように、できるところが駅とか、コストが比較的にかからなくてB/Cがある程度あるところ、こういったところで、今回はいかに効果が高いところがあるかどうかというものを見つけるための調査でもありますので、そう

いったところで、コストがかからなく、ある程度の効果を出せるような部分が幾つかの箇所であるかと思えますので、そういったところが、もし組み合わせて要望できるほどのコストになるのであれば、そこはある程度実現できるように、我々としては、各県とも連携しながらJR九州本社等に要望していくということになりますので、もちろん今の段階でできないというわけではないと考えております。

○前屋敷委員 全くJRは検討しないと言っているわけではないんですね。

○小倉総合交通課長 今のところは、そういう、全くできないというような言い方はもちろんしていないというところです。

○前屋敷委員 本来、検討する上では材料をJRのほうがちやんとそろえて、やっぱり乗客の利便性を追求するというのが筋だと思うんです。やっぱりそこはきっちり県としても押さえて、JRには要望なり対応をしていく必要があると思っています。それがやはり経営者としての責任だと思いますので、そここのところはぜひ握って離さず、JRには対応していただきたいと思っています。今回調査をされるということですので、具体的なこういう調査をもって、より積極的に対応する材料になるというのであれば、ぜひ進めていくことも必要かなと思いますので、そういう方向だけはしっかりつかんでおいていただきたいと思っています。

○小倉総合交通課長 今、前屋敷委員が御指摘のように、これまでのワンマン化の問題ですとか、今回の高速化の話もですけど、我々もこれまで以上にいろんな協議を重ねていく必要があるかなと思います。

JR九州は平成27年に民営化しましたけれども、JR会社法、要するに法律に従って、指針

に従って経営を実施していくということで、言ってしまうえば、余り下手なこともできないというか、しっかり路線の維持とか利便性の確保とか、そういったことをやっていかなきゃいけないということにもなりますので、そこはまだある程度ガバナンスがきいているというところもあります。そういったところも含めて、引き続き、県としても言うことは言っていくことはやっていきたいなと思います。

○前屋敷委員 お願いします。

○岩切副委員長 21ページの移住の状況についてお尋ねをいたします。

28年度の状況ということで388世帯を把握されておられるんですが、2点だけ。10代の6世帯という、これは世帯の代表者が10代ということに移住と。進学とか転勤、就労のためではないという条件つきでしますと、自分の思い込みかもしれないかもしれませんが、10代での移住というところが少し理解しがたかったんですが、そのあたりの内容の精査というか、市町村にお話を聞くこととかはできていらっしゃるのでしょうか。

○奥中山間・地域政策課長 個々の世帯数の内訳のところまでは、ちょっと把握をしておりません。ただ、10代という年齢につきましても、例えば高校卒業で働いている方とかいろいろいらっしゃいますので、可能性としては全くないということではないと考えております。

○岩切副委員長 それと、4番の表ですけど、九州・沖縄124世帯ということで、九州・沖縄から宮崎への転入というのが多いんですが、これは、あくまで宮崎県外の九州・沖縄ということの理解でよろしいですか。

○奥中山間・地域政策課長 そのとおりでございます。特に多いのが、福岡県と鹿児島県となっております。

○岩切副委員長 17ページの問題なんですけれども、話が変わって申しわけないんですけども、プールについて、民間との連携により整備費の抑制が可能な場合はという云々の競技団体からの要望が出されているということをお知らせをされているんです。民間との連携があり得るということを含ませた意味合いでここに表記されているのかどうか、お聞かせください。

○松浦総合政策課長 今確実に民間との連携を考えますよというふうな段階ではありませんけれども、一応、場所として、宮崎市内の県有地ということで考えていった場合に、いろんなところで話を聞く中では、そういったことも可能ではなかろうかという御意見もあります。競技団体からのこういったお話もあるので、考えていく必要があるのかなということでございます。

ただ、その際に、やはり費用が高額になってなかなか厳しいという状況がありますので、ある程度制限を持ちながら、可能かどうかというところの線引きをしていく必要があると思っております。

○岩切副委員長 最後にします。

同じページの今後のスケジュールなんですけれども、きょうの新聞だったかと思いますが、知事が、五、六月とは言っていないというようなことをおっしゃっていたようなんですけども、一般質問でも早期の決定が望まれるとありました。私もそう思っております、できるだけ早期に絞り込みを行うということなんです。見通し、めど、思いみいたなものがございませうでしょうか。

○松浦総合政策課長 もともとこの関係につきましては、当初、検討をスタートした段階では、できれば昨年度中に絞り込みをしたいという思いで進めてきておりました。そういう意味で言

いますと、時期的には少しずつ来てきているということがありますので、現段階でまだまとめ切れていないデータの部分もありますけれども、できるだけ早くということで進めてまいりたいと思います。済みません、そういうふうなお答えしかできませんけれども、そういう気持ちで、できるだけ早くということでやっていきたいと思っておりますので、御理解いただければと思います。

○岩切副委員長 いろんな人からいろんな御意見をいただきまして、そういう人たちの希望は、それこそ涼しくならないうちというような意味合いのところかなと思います。ぜひ7月の閉会中審査もありますし、節目がありますので、どこか執行部内でめどをもって努力をいただけたらと。注目を浴びていることですので、どうぞよろしくをお願いします。

○二見委員長 私から、最後に。水素エネルギーについて、去年からずっといろいろとお話を聞いていたんですけど、11ページのこの表、これは研究会報告となっているんですけども、これは2月となっていますが、この委員会で見るのは初めてですか。前も報告のあった資料ですか。

○松浦総合政策課長 ここにつきましては、今回初めてお示しをするものでございます。

○二見委員長 ですよ。

この表をつくるのに、どれくらい時間がかかりました。

○松浦総合政策課長 この資料の裏側の部分としまして、どういった可能性があるんだろうかというところとかの検討を研究会の中でしてございまして。そういうことも含めての研究を進めておったんですけども、そういう意味では、大体1年かかっております。

○二見委員長 これは、国がつくったロードマッ

プとかから、本当にそぎ落としてそぎ落としてでき上がったものと見受けられるんですけども、研究会のいわゆる成果として御報告いただけるような内容というのは、どこに注目すればいいんでしょうか。宮崎県の現状というか、研究会の成果として。

○松浦総合政策課長 ここには、基本的な考え方というか、構成をお示ししておりますので、そういう方向性の確認をこの形では行っているということでもあります。

その一方で、研究会の中では、先ほど蓬原委員のほうからも御質問がありましたけれども、宮崎大学での研究の状況がどうであるとか、そういったようなことも含めていろいろ検討して、どういう形で取り組んでいけるんだろうかという議論をしてきているところでございますが、その内容については、構想の中に盛り込んでいくというような形で考えているところでございます。

○二見委員長 これが年内ということは、次はあと半年ぐらいで構想をまとめられるという理解でよろしいんですか。いわゆる基礎資料となるものが、この2月の研究会報告の中から得られていて、そしてこの今度の研究会——これは、こっちの団体の一覧だったんですかね。研究会と、この構成団体の10ページの表というのは、また別物なのかな。要するに、この1年間かけて研究してきた内容をもとに、宮崎県としての利活用促進に向けた構想をつくり上げられるという理解でよろしいんですか。その中には、国のほうではいろいろ10年後、20年後等を見据えたイメージ、ロードマップというのを引っさげられるけれども、なかなか宮崎まで波及されるような計画というものは見受けられていなかったという現実もあるわけなんです。こと

しエネファームについても市町村と一緒に
て取り組んでいくというスタートがあったわけ
なんですけれども、そういうふうには、一つ一つ
ステップを踏んでいくというような構想という
ものができ上がると理解してよろしいんですか。

○松浦総合政策課長 まず10ページの構成団体
は、昨年度実施した研究会の構成団体を掲げて
おります。それから、策定委員会をつくろうと
思っているんですけれども、そのメンバーは、
この構成団体が一応ベースになって、その上に
足していく団体も出てくるかなと思ってい
るところでございます。

それで、昨年度の研究会の中で、いろいろな
材料といいますか、そういったものは議論をし
てきておりますので、そういった材料をベース
にしながら、例えば10年後、20年後に家庭用の
燃料電池はどれぐらいのところを目指していく
んだらうとか、それから燃料電池自動車につ
いてはどれぐらいのところを目指していくんだ
らうかというようなものをつくっていくこと
によって、将来の社会のイメージといったもの
も描いていくというような形での構想をつく
っていきたい。そのための材料としては、昨
年度いろいろ検討してきたところございま
す。

○二見委員長 わかりました。啓発イベ
ントとか講演会とかいろんな活動、それぞ
れ聞いたりとかして、またフローランテ宮
崎のほうにはFCVが来て展示があったと。
でも、宮崎ってステーションはないわけだ
から、恐らくトラックに積んで持ってきた
んだらうなど。道路はつながっていても、
FCVで来ても帰れないから、今、FCVに
とっては、宮崎はまだ陸の孤島状態にな
っているわけなんですよね。やっぱりそれ
を解消するためにも、どっかがまず一念
発起して取り組まなければスタートして
いけない部

分があるんだらうなど。

国のほうが進めている、太平洋ベルト地
域での今まで使われていなかった水素の利
活用からスタートしているというのも重
々わかるんですけども、やっぱり宮崎らし
さというところを生かして、そして、そ
こから他県からも注目されるようにも
っていくというのが宮崎での方向性の
一つなのかなと思うんですが。宮崎大
学でも世界ナンバー1と、こう、小さい
字で書いてありますけれども、変換率が
24%ですか。もうすごいものも持
っているわけなので、その強みを生か
した産業育成といいますか、これも新
しいビジネスチャンスにもなってくる
と思いますので。

あと、やっぱりこれ、1年間かかって
この報告というのは、ここだけで見ると
さみしいものがあるんですが。その裏
の資料というのは、ちょっと私にはわ
かりませんので、どこまで進んでいる
のか、またいろいろと今後も情報を
示していただきながら私も勉強して
いきたいと思っておりますので、よろ
しくお願いいたします。

あと、ほかにはよろしかったですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、最後に、その他
で何かございませんか。

○前屋敷委員 きのう、新聞を見て
いましたら、風力発電のことがあって、
串間に23基計画して、もう着工のめ
どがついてというのがあったんで、
県がつかんでおられれば、状況だけ
教えていただこうかなと思って。

○松浦総合政策課長 串間での風
力発電の状況のお尋ねと思いま
すけれども、一応、僕らのほうで
説明を受けておりますのは、九州
電力のほうで風力に乗り出したい
ということで、串間市でこういう
ふうなプロジェクトを進めていると

いうことは聞いているところでございます。

○前屋敷委員 エネルギーは大事な問題で、自然エネルギーの一つなので、本格的な取り組みになるのかなと思って、見たところだったものですから、県がつかんでおられる情報をというふうに思いました。結構です。

○二見委員長 ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後2時25分休憩

午後2時35分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○桑山総務部長 総務部でございます。よろしくお願いいたします。

説明に先立ちまして、まずお礼を申し上げますと思います。

二見委員長を初め委員の皆様方には、先月、常任委員会の県北調査におきまして西臼杵広域行政事務組合消防本部を、そして県南調査のほうではふるさと納税の関係で都城市役所、それと県防災救急航空センターを調査いただきました。ありがとうございました。調査先でいただいた御意見等につきましては、今後の事業推進の参考にさせていただきたいと思っております。

それからもう一つ、御報告がございます。

昨日の大雨と地震に関する県内の被害状況について御報告申し上げます。

県では、昨日、夕方15時50分に、県南部地域に大雨洪水警報が発令されましたため、直ちに

情報連絡本部を立ち上げまして災害対応に当たったところでございます。

大雨による被害につきましては、国道220号の日南市宮浦―風田間で落石のために通行どめとなっているほか、県道でも1カ所通行どめが出ております。しかし、そのほか人的被害あるいは住家の被害等はございませんでした。

また、昨夜23時27分ごろに、大分県佐伯市で震度5強を観測する地震が発生しまして、本県でも延岡市で震度4を観測いたしましたが、この地震による被害はございませんでした。

それでは、お手元の総務政策常任委員会資料に基づきまして、本日御審議いただきます議案等につきまして御説明を申し上げたいと思っております。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、平成29年度6月補正予算案の概要についてであります。

今議会に提出しております一般会計の補正予算案は、国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものでありまして、補正額は一般会計で2億7,713万5,000円の増額となっております。

また、この補正による一般会計の歳入財源といたしましては、国庫支出金が1億9,074万5,000円、一番下の県債が3,710万円など、ごらんのとおりとなっております。

この結果、6月補正後の一般会計の予算の規模は、5,781億1,213万5,000円となります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計歳出の款ごとの内訳であります。

ごらんのとおり、一番上の総務費が3,000万円の増額、このほか、中ほどの農林水産業費が6,800万円余、下から2番目の土木費が1億800万円余

など、いずれの款も増額補正となっているところでございます。

続きまして、ページ飛びまして、5ページをごらんいただきたいと思っております。

総務部における6月補正の課別集計表でございます。

太枠で囲んでおりますけれども、今回お願いしております総務部の補正額は、一般会計のみで534万円の増額補正でございます。

この結果、総務部の一般会計と特別会計を合わせました6月補正後の予算額は、一番下の段の右から3列目になりますが、2,642億6,677万9,000円となります。

予算議案については、以上でございます。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第2号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。

これは、1にありますように、過疎地域自立促進特別措置法及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合について定めました省令が改正されたことなどから、関係規定の改正を行うものであります。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思っております。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、地方税法の一部改正によりまして自動車税の税率の特例が改正され、平成29年4月1日から施行されたことなどから、関係規定の改正を行った宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告でございます。この専決につきましては、時間的制約から専決を余儀なくされたものでございます。

議案としては、以上でございます。

最後に、その他報告事項でございますが、9ページをごらんいただきたいと思っております。

本日御報告いたしますのは、ここに記載の宮崎県東京学生寮の指定管理者第五期指定についてなど、以下のページ、3件でございます。

なお、それぞれの詳細につきましては、危機管理局長並びに担当課長から説明を申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

〇二見委員長 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

〇川畑財政課長 議案第1号の歳入予算について御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。今回お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧であります。

それでは、内容について御説明いたします。太枠で囲んでおります中の、今回補正額の欄をごらんいただきたいと思っております。

まず、自主財源につきましては、繰入金が2,975万円、諸収入が1,954万円、続きまして、依存財源につきましては、国庫支出金が1億9,074万5,000円、県債が3,710万で、いずれも増額となっております。

この結果、一番下の欄にありますとおり、この補正による歳入合計は2億7,713万5,000円となっております。補正後の一般会計の予算規模は、補正後の欄の一番下にありますとおり、5,781億1,213万5,000円となります。

次に、4ページをお開きください。

ただいま御説明いたしました歳入の科目別概要でございます。

まず、一番上の繰入金であります。事業の実施に当たり必要となる県費について、財政調整積立金等の基金から繰り入れるもので、2,975万円の増額となっております。

次に、諸収入であります。事業の実施に伴う財源といたしまして、国の基金管理団体等からの補助金等を受けるもので、1,954万円の増額となっております。

次に、国庫支出金ですが、各種事業の実施に伴う国庫補助金及び委託金であり、1億9,074万5,000円の増額となっております。

最後に、県債であります。国庫補助事業の実施に伴う財源として県債の発行を伴うもので、3,710万円の増額となっております。

歳入予算につきましては、以上でございます。

○藪田危機管理局长 危機管理課の補正予算について御説明をいたします。

歳出予算説明資料の9ページをごらんいただきたいと思っております。

危機管理課の補正額は534万円の増額でありまして、補正後の額は、右から3列目の欄になりますけれども、6億6,216万2,000円となります。

補正の内容について御説明をいたします。

11ページをごらんいただきたいと思っております。

(事項) 災害救助事業費でございますけれども、これは災害救助法が適用となる災害が発生した場合に、被災者の救助を行い、生活を支援するための経費でありまして、今回は、平成28年熊本地震に係る救助事務等に要する経費として534万円の増額をお願いするものでございます。

具体的な内容につきまして、お手元の常任委員会資料のほうに戻りまして、6ページをごらんいただきたいと思っております。

1の事業概要の(3)事業内容をごらんいた

だきたいと思っております。

昨年の熊本地震の発生によりまして、熊本県からの応援要請を受けまして、県及び県内の市町村が災害救助法に基づきます応援を行っております。この応援に要した費用につきましては、熊本県に対して求償を行うこととなります。

求償を行うに当たりまして、県の実施分につきましては、当課を含め、各所属で求償分を受け入れることとなりますけれども、市町村が実施した分につきましては、資料の下のほうにイメージ図を載せておりますけれども、市町村からのものを県で一括して熊本県に求償し、熊本県から県が一旦全額を受け取った後、市町村に対して支出するというようなフローになっております。

なお、この求償についてでございますけれども、熊本県からの要請に基づきまして、救助期間を区切って事務を行っております。地震の発生から昨年の12月31日までに要した費用につきましては、そのほとんどを、昨年度2回ほど求償を行いまして市町村への支払いは終わっております。

今回の補正予算におきましては、主にことしの1月から3月までに要した費用及び平成29年度に執行が見込まれる費用について計上しているものでございます。

費用の主なものでございますけれども、その①の主な求償内容でございますとおり、本県への避難者に対しまして市や町が提供している公営住宅の家賃相当額や、派遣した職員の旅費、人件費等となっております。

説明は以上でございます。

○棧税務課長 議案第2号及び報告第1号について、いずれもお手元の総務政策常任委員会資料において御説明いたします。

委員会資料の7ページをお開きください。

議案第2号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正理由ですが、過疎法及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合について定めた省令が改正されたこと等により、条例についても改正を行うものであります。

2の改正の内容です。

まず、(1) 過疎法の一部改正に伴う改正についてですが、これまで地方税の課税免除の対象事業でありました情報通信技術利用事業、いわゆるコールセンターのことでございます。これが削除され、かわりに農林水産物等販売業を対象とする過疎法の改正が行われましたことから、条例においても同様の改正を行うものであります。

次に、(2) 省令の一部改正に伴う適用期間の期限の延長についてです。中央の表をごらんください。第2条第1号過疎法、その下の第3条第1号離島振興法、第4条第1号企業立地法、第5条第1号半島振興法、これらの法を根拠とする地方税の課税免除又は不均一課税の措置の適用期限がいずれも平成29年3月31日とされていましたが、各省令におきましてそれぞれ延長されましたことから、条例においても同様の改正を行うものであります。

次に、(3) 所要の改正についてですが、引用している法の条項に、改正に伴う号ずれが生じることによる修正及び文言の整理のため、条例の改正を行うものであります。

3の施行期日等ですが、所要の改正部分の規定を除きまして、平成29年4月1日から適用するとしております。

次に、委員会資料8ページをお開きください。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

内容は、宮崎県税条例の一部の改正する条例の専決報告です。

今回の専決による改正は、1の改正理由にありますように、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたこと等から、時間的制約により専決を余儀なくされたものであります。

2の改正の内容です。

まず、(1) 地方税法の自動車税の税率の特例が改正されたことに伴う改正ですが、自動車税におけるグリーン化特例につきまして、基準の切りかえと重点化が行われた上で3年間延長する改正が行われましたことから、条例においても同様の改正を行ったものであります。

重課につきましては基準の変更はございませんが、②の軽課の基準につきまして、下の表をごらんください。適用基準の平成27年基準から平成32年基準への切りかえと、適用される車両について、達成率の引き上げなどの重点化が行われております。

次に、(2) の所要の改正についてですが、引用している地方税法の条項に、改正に伴う条ずれが生じたことの修正のため、条例の改正を行ったものであります。

3の施行期日ですが、全て法が平成29年4月1日から施行することとなっておりますので、条例も同日の平成29年4月1日から施行することといたしました。

以上であります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

議案等について、質疑はありませんか。

○緒嶋委員 今度は534万円じゃけれど、前年度

からしたら、求償の総額はどのくらいになっておるんですか。

○藪田危機管理局長 先ほど、御説明の中で、28年の4月から12月31日までの分については既に支払い済みと申しあげましたけれども、昨年度のこれまでの分で、約2,300万余の求償を行って市町村のほうに支払っております。これは、あくまで市町村に対する支払い分ということになります。

○緒嶋委員 この人件費というのは、求償の中でどこまで見るわけですか。

○藪田危機管理局長 今回お願いしております予算に係ります人件費につきましては、熊本からの応援要請に基づきまして、市が実施しました給水の事務がございます。その事務に伴いまして派遣された職員の人件費ということになっております。

○緒嶋委員 それは、市の給料で、どこまでが人件費として見られる範囲。

○藪田危機管理局長 ここでの人件費につきましては、いわゆる時間外等の手当ということになっております。

○河野委員 公営住宅使用料ということで、この1月から3月まで、何世帯が対象なんでしょうか。

○藪田危機管理局長 29年の1月から3月の間の世帯数は、県内4つの市町で5戸になっております。4月以降、現時点ですけれども、これが4戸になっております。

○二見委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○丸田総務課長 総務課でございます。

委員会資料の9ページをお開きください。

宮崎県東京学生寮の指定管理者第五期指定について御説明いたします。

まず、1の宮崎県東京学生寮についてでございますけれども、設置目的は、本県出身者で東京圏域の大学等に学ぶ学生の利便性向上を図ることを目的としておりまして、所在地は、千代田区JR市ヶ谷駅近くでございます宮崎県東京ビルの中にありまして、2人部屋が50室、定員100名でございます。

2の第四期の管理運営実績についてであります。 (1)の指定管理の業務の概要につきましては、指定管理者はジャパンプロテクション株式会社で、東京に本社がございまして、警備業務等を行っている企業でございます。指定期間は平成27年度からの3年間、業務内容は学生寮の寮監業務や施設管理業務等でございます。

(2)の施設利用状況につきましては、入寮者数は、毎月末日の人数を合計して1年間の延べ人数としておりますけれども、27年度は779人で稼働率64.9%、28年度は813人で67.8%となっております。

27、28両年度ともに入寮者数が増加しておりますけれども、これは、2年間としております入寮期間につきましては、27年度から期間の延長を可能にしたことによりまして、入寮期間が3年以上となる学生がふえたこと等によるものでございます。

(3)の施設収支状況でございますが、28年度は収入が2,490万6,000円で、その内訳としまして、県からの指定管理料が858万円、学生の寮費でございます利用料金が1,632万6,000円あります。また、支出につきましては2,381万2,000円で、収支差額は109万4,000円となっております。

(4)の管理運営状況につきましては、サー

ビス向上策としまして、寮だより、情報誌の発行や個人面談による心のケアなどを実施いたしますとともに、利用者増への取り組みといたしまして、入寮者募集専用フリーダイヤルの設置や県内高等学校訪問による募集案内などを行っております。

10ページをごらんいただきたいと思っております。

(5) の評価及び課題でございますが、これまで入寮者の交流スペースでございますラウンジの設置など、サービス向上のためのさまざまな取り組みがなされておまして、利用者の満足度も高い状況でございます。

また、細やかな生活指導や健康管理を行うとともに、入寮者が安心して快適に利用できる運営を実施しております。また、施設の維持管理も適正に行われております。

一方で、さらなる入寮者数の増加、稼働率向上が課題でございますけれども、全体といたしましては、指定管理者制度導入によりまして、財政支出の縮減とともに提供されるサービス内容が多様化いたしまして、利用者への利便性向上の効果があらわれているものと考えております。

次に、3の第五期の募集方針(案)についてであります。

(1) の募集の範囲は、第四期と同様に、入退寮手続や寮監業務、寮の維持・保全等の業務で、(2) の指定期間は、30年度からの3年間あります。

(3) の基準価格、これは指定管理料の上限額でございますが、年額970万4,000円でございますが、労務単価の上昇等を考慮しまして、今期より28万2,000円の増といたしております。

(4) の利用料金は、寮生1人当たり月額1万9,100円以下としております。

(5) の募集につきましては、募集期間をことし7月6日からの2カ月間としまして、(6) の資格要件は、①から⑦に掲げる全ての要件を満たすことといたしております。

11ページをごらんください。

(7) の選定につきましては、①の審査の流れにありますように、申請書類に基づく資格審査の後に、外部委員で構成します指定管理候補者選定委員会において審査を行いまして、その審査結果を総務部長等で構成いたします指定管理候補者選定会議で確認の上で指定管理候補者を選定することといたしております。

12ページをごらんください。

(8) の選定基準及び審査項目・配点でございますが、選定基準は、表の左側にありますように、①の住民の平等な利用が確保されることから⑤の環境保全への対応等がなされることまでの5つの基準といたしまして、審査項目の欄に掲げている項目について審査することとしております。

また、配点につきましては、④の事業計画を着実に実施するための管理運営能力を有すること等につきまして重点配分をすることといたしております。

また、(9) にありますように、東京ビルは、学生寮のほか、職員宿舎、フロンティアオフィス等で構成される複合施設、一つのビルでありますことから、建物・施設を一体的に管理することが効率的であります。このため、学生寮以外の施設の管理につきましても、指定管理者となった事業者へ管理を委託することとしております。

最後に、4のスケジュールにつきましては、6月9日の第1回の選定委員会で募集方針等を検討したところでありますが、今後、7月6日

からの2カ月間の募集期間を経て、9月に書類審査の後に選定委員会による審査を行いまして、10月に選定会議で選定委員会の審査結果を確認した上で指定管理候補者を選定いたしまして、11月定例県議会にお諮りすることといたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○日高行政経営課長 行政経営課からは、例年御報告をいたしております第二期みやざき行財政改革プランに基づく行財政改革の取り組み状況について御説明をさせていただきます。

詳細な資料につきましては、別冊をお手元にお配りしておりますけれども、本日は、その概要について、この常任委員会資料のほうで御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の13ページをお願いいたします。

現在、本県では、平成27年度から30年度までの4年間を期間といたしますこのプランに沿って行財政改革を進めております。その内容は、資料の冒頭部分に記載の4つの視点を柱といたしまして、それぞれに具体的な取り組み項目を定めております。

この資料は、これらの柱立てに沿って、昨年度の取り組み状況をまとめたものであります。

まず、視点の1、効率的で質の高い行政基盤の構築であります。

(1)の簡素で効率的な行政基盤の整備についてであります。①は、組織体制の主な見直し状況であります。県政の当面する課題に対応するために、みやざき文化振興課の設置など、記載のような組織改正を行ったところであります。

②は、知事部局等の職員数です。

当面、約3,800人程度での定員管理を行っていくこととしておりますけれども、29年4月1日現在で3,801人となっております。昨年の同時期は3,817人でありましたので、見かけ上は16人ほど減少しておることになっておりますけれども、減少の大ききは、県立看護大学が公立大学法人に移行したことによりまして、大学の教員52人が県の定員管理の枠外となったことによるものであります。実際には、熊本県への災害支援派遣や国民文化祭の準備、動物愛護センターの新設、家畜防疫対策の強化など、新たな行政需要への対応などにより、事実上は職員数が増加をしておるということになっております。安易な増員は抑制する一方で、必要な人員の確保もしっかりと図りながら、適正な定員管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、14ページをお開きいただきまして、(2)の危機事象への対応についてですが、昨年度は熊本地震の発生があり、危機管理の再確認も図られたと考えております。

①にありますように、県地域防災計画への改善策の反映などを行ったところであります。

次に、(3)の公正で開かれた県政運営であります。

コンプライアンスに係る点検等の取り組みを引き続き実施するとともに、③にありますように、入札・契約制度の適正な運用や透明性を確保する検証あるいは見直しへの取り組みを行っております。

15ページをごらんいただきまして、真ん中あたり、(5)の市町村との連携につきましては、①にありますように、みやざき動物愛護センターが宮崎市と共同で設置されたところであります。市町村と連携して行政課題に取り組んでいくという新たなモデルケースにもなるものでは

ないかと考えております。

続きまして、その下、視点の2、県政運営を支える人材づくりと県有財産等の資産の有効活用についてであります。

(1)の県政を担う人材の育成と意識改革について、28年度には、①のとおり、新たな人事評価制度を本格的に実施したほか、次の16ページをめくっていただきまして、②でありますけれども、育児や介護を行う職員を対象とした早出遅出勤務制度の導入などを行っております。

また、宮崎、延岡に続き、日南病院でもこの4月から院内保育が開始され、県警本部でも定時退庁等の配慮をしやすい業務内容を分掌事務とする両立支援ポストを全所属に選定するなど、新たな取り組みが行われているところであります。

④は、職員提案制度、かえるのたまごでありますけれども、平成27年度に知事表彰を受けましたオープンデータを活用した地理情報システムの構築については、28年度に情報政策課が構築いたしました、ひなたGISが内閣府のコンテストで最優秀賞を受賞するなど、たまごから大きなかえるも育っているところであります。

また、(2)の女性職員が活躍できる職場環境の整備につきましては、①にありますように、女性職員サポート制度を昨年度から本格実施するなど、活躍を応援する取り組みを進めたところであります。

(3)の県有財産等の資産の有効活用については、①のとおり、宮崎県公共施設等総合管理計画を策定し、計画的な公共施設の更新や長寿命化に向けた方針を定めたところであります。

また、②ですけれども、建物の劣化状況等の調査や土木施設や農業水利施設に係る長寿命化あるいは計画的・効果的な保全の取り組みを

行っているところであります。

続きまして、17ページになりますけれども、視点の3、県民ニーズに即した行政サービスの提供であります。

(2)県民等との連携・協働の②のほうですけれども、熊本地震の被災地支援に向けまして、県社協やNPO、民間企業との官民協働によるボランティアの派遣体制を構築し、民間の力を大きく活用した効果的な取り組みが行われたところであります。貴重なノウハウの蓄積が図られたものと考えております。

そのほか、(3)の県民サービス・利便性の向上につきましては、ごらんのよう新しい取り組みをそれぞれ実施いたしているところであります。

18ページをお開きいただきまして、視点の4、持続可能な財政基盤の確立についてですが、まず、平成29年度当初予算編成における財政改革の取り組みの状況を記載しております。

①のとおり、中期財政見通しで見込まれた273億円の収支不足額は、人件費の削減や事務事業の徹底した見直しなどの結果、208億円まで圧縮を図りました。

これらの取り組みにより、②の29年度末の県債残高は8,642億円、うち臨時財政対策債を除く実質的な県債残高は4,862億円に減少する見込みとなりましたが、③の財源調整のための29年度末の基金残高は243億円程度に減少する見込みであり、依然として厳しい状況にあります。

その下は、平成28年度における歳入確保や歳出見直しに関する取り組み例であります。個人県民税や自動車税の確保に向けた取り組みや、宮崎県庁地球温暖化対策実行計画に基づく節電や燃料の節約などの取り組みを引き続き実施いたしております。

最後に、19ページには、この行財政改革プランに掲げた数値目標の進捗状況一覧を記載しております。公社等の数など、着実に進んでいる項目もありますけれども、数値が伸び悩んでいる項目も見られるところでありまして、後半の2年間、引き続き全庁的に認識を共有して、意識を一層高く持って取り組んでいきたいと考えております。

説明は以上であります。

○藪田危機管理局长 霧島山の火山活動に係る対応について御説明をさせていただきます。

委員会資料の20ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1のえびの高原（硫黄山周辺）についてでございますけれども、5月9日午後7時20分に、気象庁が、えびの高原（硫黄山）周辺に噴火警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）を発表しました。これに伴いまして、えびの市におきまして、おおむね1キロの範囲の立ち入り規制を実施いたしました。また、県では、県道1号の通行規制を実施するとともに、登山道の立ち入り規制を実施したところでございます。

この規制につきましては、平成28年の2月、それから同年の12月の噴火警報が発表されたときと同じ規制の内容となっております。

21ページのほうに登山道の規制図をつけておりますけれども、上のほうに硫黄山の周辺が赤色の円で記されておりますけれども、韓国岳の登山につきましては、下のほうにあります大浪池を経由するルートでの登山は可能となっております。

それから、20ページにまた戻っていただきまして、2の新燃岳についてでございます。

新燃岳につきましては、5月26日の午後2時に、気象庁が新燃岳に発表しておりました噴火

警報予報を、噴火警戒レベルの2から1に引き下げをいたしました。新燃岳につきましては、その下のほうの参考の新燃岳に係る経緯にありますとおり、平成23年の1月26日に噴火警戒レベル3に引き上げられた後、平成25年の10月に噴火警戒レベル2に引き下げが行われておりましたけれども、今回、火口周辺に影響を及ぼす噴火の兆候が認められなくなったことから、噴火警戒レベルが1に引き下げられたところでございます。

登山道につきましては、また21ページのほうを見ていただけるといいんですけれども、新燃岳を中心に、ちょうど北東の方向になりますけれども、大幡池から大幡山までの区間につきましては、これは小林市が管理している登山道でございますけれども、その一部について規制が解除されましたけれども、その他の区間につきましては噴火から6年以上が経過しておりまして、噴石等による登山道の荒廃が著しいことから、登山者の安全確保のために必要な対策が整うまでの間、従来同様、立ち入り規制を継続することとしております。

また、20ページにお戻りいただきまして、3の今後の対応についてでございます。

硫黄山につきましては、引き続き、硫黄山付近が隆起する傾斜変動が見られております。おおむね1キロの範囲で警戒が必要とされております。レベルが引き下げられました新燃岳につきましても、規模の小さな現象が突発的に発生する可能性があるとしており、今後の火山活動の状況に応じて適切な対応ができるように、引き続き气象台や関係市町等、また火山の専門家などと緊密な連携を維持しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひい

たします。

○二見委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項についての質疑はありませんか。

○緒嶋委員 東京学生寮ですけれども、次の指定に向けての準備がされておるといことですが、基本的には、あの寮はあのままでいいのかというような議論がなされておるわけですが、県としては、あの寮をそのまま存続するのか、将来的なあり方というのは、今、検討されておるわけですか。どうですか。

○丸田総務課長 今、委員からお話がありましたけれども、東京ビルは昭和47年に今の状態で建設されましたけれども、これまで耐震補強がありますとか住環境の整備、こういうものを行ってきておまして、今のところは現在の利用形態が可能な状況にはなっております。委員の方でいらっしゃった方もいるかもしれませんが、非常に立地条件がいい場所にございまして、資産価値も高いということから、本県の拠点として有効に活用することも非常に重要なことだと思っております。

このようなことで、昨年度になりますけれども、庁内に、各部局で構成するメンバーで検討の場を設けまして、今後のビルのあり方の検討に着手したところでございます。

引き続き、社会情勢とか経済情勢等も踏まえながら、いかに有効に活用するかという観点から、東京ビルに求められる機能でありますとか、また再整備するとすればどのような整備手法がいいのかというような観点も含めまして、幅広く検討していきたいと考えております。

○緒嶋委員 検討は、いつごろまでに結論というか、答申というか、そういうものは考えておられるんですか。

○丸田総務課長 できるだけ早くということ考えておりますけれども、さまざまな観点からの検討も必要になってまいりますので、随時定期的に検討会の場で一つ一つ問題点なり課題を検討していきたいと考えています。

○緒嶋委員 気持ちはできるだけ早く結論を出したいと言われるけれど、できるだけ早くはならんということじゃな。

○丸田総務課長 できるだけ早く検討していきたいと思っております。

○緒嶋委員 慎重な結論を出すというのは当然のことだから、十分な検討をして、なるほどというような結論が出ることを期待しておきたいと思えます。

それと、指定管理者を公募した前回のときは、指定管理者になりたいと手を挙げた人は何人かおるわけですか。

○丸田総務課長 前回、第四期になりますけれども、応募者につきましては、このジャパンプロテクションの1者でございましたけれども、募集する段階で現地説明会を実施しますが、現地説明会の参加者につきましては5者の参加者がございました。最終的に応募があったのはこの1者ということになっております。

○緒嶋委員 わかりました。

○岩切副委員長 みやざき行財政改革プランの28年度の状況の報告ということで受けとめさせていただきますが、17ページの県民との協働の件なんです、211件行われたということです。私は協働する側、NPOの皆さん方とのおつき合いも広くありまして、そこで聞く話によると、事業が来年度継続されるのかどうかははっきりするのがとても遅いということで、自分たちNPO自身の存続というものに相当悩みながら年度末を迎えていかれるということをお聞きしました。

それで、行政経営課さん自体の問題ではなくて、それぞれを出すところの課題だとは思いますが、例えこの事業は何年スパンでやりますというのをあらかじめはっきりした上で進めないと、来年度はどうなるかしらんというようなことだとよろしくないのではないかなとちょっと感じたもんですから、そのあたりの手法はどのような状況でしょうか。

○日高行政経営課長 個々のNPOさんに対する対応につきましては、所属ごとでまたいろいろやり方が違うとか、そういうこともあるかとは思いますが、今、予算的には、大体3年間の事業というのを基本として事業が組まれているものと思います。1年目、2年目については、来年まであるんだなみたいな、そういう認識はおありかと思うんですが、特に3年目になって事業が終わると、その後どうするのかということについては、予算が決まるまでははっきりしたことは言えないと、そういう単年度予算の制約もあるものですから、どうしても確実なところは各所属とも言えないものと思っております。

基本的な考え方としては、来年度以降はこんなふうに事業を考えているとかそういった話し合いみたいなものは、事業をやめるのか、続けていきたいのか、どんな形で見直しをしていくのか、そういったことについては可能な限りの打ち合わせなり意見交換なり、そういったものがあって進めていかれるようなケースも多いのではないかなと思っております。そういう意見交換の中で、翌年度に向けての見込み的なものについて認識を深めてもらうとか、御不安があるのであれば、そういうところに対して答えられる限りのことは答えていくと、各所属においてそういう取り組みをしていただくことが重要な

のかなと思っております。

○岩切副委員長 協働をうたっておるわけですが、相手様、県のパートナーとなる団体等に対する対応としていかなものかなというふうに感じているものですから、もう少し丁寧に尊重していただかないと。3年頑張ったと、来年度も頑張りたいんだがということで御相談いただいて、その該当の所属も、名前は変わるけれどもできるだけ頑張りたいとかこういうような話で引っ張って行って、結果だめでしたというようなことになると、そのNPOさんは、その事業を主体としてやっていたところがゼロになる、またはそれを100とすれば10ぐらいの事業収益になるわけです。そういうことになったら、そこから自分たちの存続基盤をまた探さなくちゃいけない。

そんなことがありますので、これから県民との協働ということを行って県民サービスをよくしていこうということなら、一緒にやってくれる相手様のそういう思いを、県の予算制度の問題との間でどうやったら調整が可能なのかを工夫しないと、相手様は、結局予算が組めませんでしたということで終わっちゃいましたという感想しか持たないです。それはつらいなと思いますので、ぜひそのあたり、研究いただけたらありがたいなと思います。

あと、これも行政経営課さんに伺う話ではないと思うんですが、15ページのほうの一番下のところ、こういうことで人事評価を本格的に実施されたというような流れ、それはそういうことだと認識しているんですが、前に一般質問でも申し上げましたように、評価する側がこの人事評価を誤解していると、改めてそう感じる話が聞こえてきました。一般質問でしたものとは別に、結局評価する側が、お前、そうい

うことなら評価でこうするぞというの言っているんです。それが悩みとして聞こえてくると。評価側の研修をされると、そのときは御答弁をいただいたんですけども、やっぱり徹底されていないし、その負の部分、それが表に出ているものですから。

実績は実績として、頑張っってこれをやりますという、それはそれなんですけれども、やれる内容はしっかり管理をいただかないと、よいものがよいものでなくなるというような思いがありますので、29年度に向けては、ぜひそういったところを認識をいただいて実施いただければと、重ねてお願いをしたいなと思っております。

○吉村人事課長 人事評価につきましては、27年度に試行ということで、28年度から本格実施したところなんですけれども、今、副委員長のほうからありましたように、始めるに当たりまして、人事評価の透明性ですとか客観性、それと評価を受ける職員の納得性、この3点のところから、評価をする側、それと評価をされる側、それぞればほぼ全員に研修というのを行ってあります。評価される側の職員については、3分の1ずつ、3年間かけてやっておりますし、評価する側につきましては複数体制、1次評価、2次評価あるいは第3次総括評価というような形で、その評価者を複数にすることで、その複数それぞれの評価者に対しても研修というのを行ってあります。

今お話にありましたような実際の現場でのやりとりにつきましては、当然、人事評価を通じまして職員を育てていく、職員育成につなげていくんだという視点が最も重要だと考えておりますので、そういうことがないようにということでは、その研修の中で、評価者のあるべき姿

につきましてはさらに研修を深めていきたいと考えております。

○岩切副委員長 ぜひよろしく申し上げます。

○中野委員 東京寮のことですが、緒嶋委員とちょっと重複しますけれども、一期から四期までの応募者数と、実際の指定管理者名を全部教えてください。

○丸田総務課長 まず、応募者の状況でございますけれども、第一期、これが平成18年度から20年度までの3カ年ですけれども6者、そして、第二期と第三期が2者、第四期につきましては、先ほど言いましたように1者という状況でございます。実際に指定管理者になりましたのは、第一期からジャパンプロテクションが引き続き第四期までということになっております。

○中野委員 応募者がいなかった場合は、どうなるんですか。

○丸田総務課長 応募者がいなかった場合には、事業方針なりを検討しまして再公募ということも考えられますし、それでもいない場合には、県が直営でというような形になろうかと思っております。

○中野委員 簡単でいいですから、ジャパンプロテクションの会社内容を教えてください。

○丸田総務課長 ジャパンプロテクション株式会社でございますけれども、昭和44年に創業いたしまして、創業者、現会長さんは、高山さんといわれる日南市の御出身の方でございます。

業務といたしましては、先ほど言いましたように、警備業務含めまして、清掃でありますとか、設備あるいはビル管理業務等を行っております。現在は東京にございます。現在従業員が700名程度、売上高が22億円程度と聞いております。

○中野委員 昔は、県の公園協会だったですか、

あそこが運営しよったですよ。あそこはもう、全然こういうのにはノータッチなんですか。あの協会は、もう、今はないんですか。

○丸田総務課長 中野委員からお話ありましたように、指定管理者が導入される前は、県の公園協会、そちらが管理をいたしておりましたけれども、指定管理者が導入された以降はジャパンプロテクションになっております。

○中野委員 似たような仕事で、えびの高原荘と高千穂荘がありますよね。ああいうところも、ここをやろうと思えば参入できるような会社なんですか。応募資格があるんですか。

○丸田総務課長 東京学生寮につきましては、東京に所在するということがございまして、県内を含めて、特に所在地なり募集要件等には含めておりませんで、県内の企業でも募集はできるということになっております。

ただ、先ほど出ましたえびのの関係でございますとか、そういうところの状況については、ちょっと所管しておりませんので、要件等を調べないと。今、私の手元には資料がございません。

○桑山総務部長 東京のビルの関係ですけれども、以前は職員の宿舎のほかに宿泊部門も持っておりまして、その当時、公園協会が高千穂の国民宿舎なども当時受けていたと思いますが、そういった宿泊部門、いわゆるホテル部門を廃止して、もっぱら建物の維持管理、それから学生寮の運営となったものですから、こういった警備会社が応募しやすい状況になったというふうに思います。

そういう意味で、お尋ねのえびの高原荘のような宿泊、ホテルのようなものを募集する場合には、当然そういったノウハウが求められるとすれば、この会社はそういう業務は扱っていな

い会社であるという状況でございます。

○緒嶋委員 16ページ、未利用財産、これは、県のほうではどこまで未利用財産として把握されておるわけですか。

○丸田総務課長 16ページ、未利用財産21件を28年度に売却しておりますけれども、私どもで、いわゆる用途廃止とかを行って未利用地となっているということで把握しておるのが、29年5月末現在で29件ございます。

○緒嶋委員 これは、21件とは別に29件ですか。どうですか。

○丸田総務課長 21件は、もう既に売却をさせていただいたということで、そのほかに29件ございますけれども、用途廃止して未利用財産になりましたけれども、例えば境界が未確定だとか、いろんな制約等もございまして、そのあたりを一つ一つクリアしながら売却できる形にして、そして売却を行うというような形をとっておるところでございます。

○緒嶋委員 これ、具体的に、未利用財産で大きなものはどういうのがあるんですか。

○丸田総務課長 例えば、教育委員会で所管をしております元延岡わかあゆ支援学校でありますとか、あるいは高原高校でございまして、そういうものがあるかと思っております。

○緒嶋委員 それと、未利用財産の箇所数には入らんとするんですけど、県道やらを改良して、実際は、改良した残地的なのがかかり残るんですよ。そういうのは、もうそのままにしておくのか。市町村道に格下げするのもあるだろうけれども、市町村道にもならないような残地というのもかなりあるんじゃないかなと思うんですけど、そういうものの整理はされていないわけですか。

○丸田総務課長 県道の残地とか、そういうも

のにつきましても、市町村との交渉になりますけれども、なるべく市道の一部になるのかどうかとか、状況等を確認しながら、有効活用といえますか、処分できるものなり譲渡できるものについてはしていく方向で進めておるところでございます。

○緒嶋委員 これは、改良した当時でないとそのまま放置されるというようなことがあるので、その時点でそれは市町村に移管するのかとか、それはもう未利用地として処分するのかというような、ある程度、やはり明確なものを持っておったほうがいいんじゃないかなと思うんです。特に、やはり、売却して県の財政に寄与できるようなものがあれば寄与したほうがいいわけで。ただ不用地みたいな形で長く持つておことは、ちょっと問題じゃないかなと思う。

そのあたりの将来の利用の目標というか、めどが立たないようなものなら処分するか、その当時にそういう方法の整理をしとかんとなかなかうまくいかんんじゃないかなと思うので、それは県土整備部あたりとも十分連携をとりながら進められたほうがいいんじゃないかなと思いますので、検討してみてください。

○中野委員 未利用財産で、関連ですが、青島の青年の家、あそこも応札者があったということで、もう落札されたんだと思うんですが、落札したところの会社名ですか、個人かわかりませんが、お名前と、それとその金額を教えてください。

○丸田総務課長 既に売却をしておりますけれども、相手方と金額、手元に資料がございませんので、ちょっと調べさせていただいてよろしいでしょうか。確認をして、答えさせていただきます。

○中野委員 わからんければ、調べんとしょう

がないよな。ちょっと電話して。誰か知っちゃらせんね。

○二見委員長 時間がありますが、ほかに質疑はないですか。

○前屋敷委員 聞きそびれたので、議案についての質疑でいいですか。

○二見委員長 そしたらその他のときに。

○松村委員 東京の学生寮は、稼働率というか、入寮率が六十数%でしたね。60%から65か。これは、ずっともう変わらんとですか。毎年申し込みするけれど、出だしは人気があって、早く応募しとかないともういっぱいになっちゃうよというような話もあったし、あるいは大学の試験によってはずれちゃって、通るか通らないかって、通ってなくて辞退したとか、いろいろあって最終的には空きになったりとか、そういう時間的に辞退するとか、いろんな課題があると聞いているんですけど。

以前、もうちょっと多かったんじゃないですか。

○丸田総務課長 この学生寮は現在稼働率が67.8%となっております、若干低いわけでございますけれども、ちょうど指定管理者導入前後の平成17年、18年ごろが80%を超える稼働率を示しております、実際に4月の段階での入寮者数が93人とか100人とか、そういう状況もございました。現在は、ことしの状況でいいますと、29年4月1日現在で入寮者は74人という状況でございます。

だんだん入寮者数が減少傾向にございますものですから、先ほど言いましたように、入寮期間につきまして、原則2年としておったものを、期間の延長も可能ということで、例えば3年生でありますとか、今回であれば、4年生も延長して入寮ができるというような状況にした結

果、27年度、28年度につきましては入寮者数の増加につながっていると考えております。

○松村委員 実質的には2年間から4年間までになったんだから、利用から行くと、本当はよくないということなのよね。2年まで使っている人たちが本当は満杯近くにしていただけたから。ところが、もう少ないから、3年生、4年生も使っているよということにして、それでもまだ埋まらないですよ。何かもっと使っていただくためのうまい方法はないのかなと。せっかく指定管理者の方が一生懸命頑張っていると書いてあるんだけど、もったいないなということ、多分この寮は2人部屋だから、それをもう時代に合わせて個室にするとかいう話も、前ちょっとあったような気がするんです。だから、そのあたり、費用対効果の問題もあるのかもしれないけれど、もうちょっとしていただくと。

これ、県寮はものすごくいいですよ。県寮にいた2年間で、宮崎県内の学生さんが同じ釜の飯を食った仲間になって、Uターンしたり、例えばどっかよそに行ったときも、非常にフレンドシップになって同窓会みたいなこともずっとやったりして、結構、宮崎県の人材、東京に行った人たちのUターンに対しても非常にいい県寮じゃないかと思うんです。何かそのあたりも含めて、寮の施設というか、個室部屋とかしてもらいたいという気はしますけれど。あれ、場所が抜群ですもんね。市ヶ谷のあそこですから、1万9,000円だったらいいですよ。

○丸田総務課長 今、委員からお話がありましたように、2人部屋というのが今の若者のニーズに合っているのかどうかという問題もございまして、一方で、1万9,100円という、この寮費というのが、東京の一等地にありながらこの値段というのは非常に安い価格でございまして。

今の状況で個室にするということになりますと、50人定員になるというようなこともございまして、そうすると寮費を逆にちょっと高くする必要もあろうかと思っておりますし、また、応募状況につきましては、毎年50人を超える応募がございまして、最終的には30人から40人という状況になるんですけれども、やはりそういう状況の中で50人定員にしているのかどうかというのもあるかと思っております。

こういう状況を踏まえまして、先ほど緒嶋委員のほうから東京ビルについて、どういうふうな今後のあり方がいいのかというような御質問がありました中で、我々も今、東京ビルのあり方について検討を始めたところでございまして、どういう機能を持たせるのかという中で、学生寮のあり方につきましても、やはり検討していく必要があろうかなと思っております。

○松村委員 ずっと男性だけですよ。場所的には非常にいいんで、周りの治安とかすごくいい場所なんで、ぜひ女性にも入ってもらえるような寮にすると、男性も集まるだろうし。

そういう意味じゃないんですよ。女性が入れるような寮だったら、やっぱり非常にきれいで安全でという、いわゆるそういう先入観があるので、だから女性でも入れるような寮にするような形を目指していただくと、親御さんたちも安心して県寮に託せるかなと思うんで、そのあたりもしっかり検討していただくとありがたいかなと思いますんで、よろしくお願ひします。

○中野委員 関連。この学生寮があるのは、市ヶ谷というのがあるんですか。住所は、千代田区九段南と書いてあるけれど、ここが市ヶ谷ということですか。これとは別ですか。

○丸田総務課長 失礼しました。先ほど、市ヶ谷と申しましたのは、JR市ヶ谷駅の近く、歩

いて5分ぐらいなんですけれども、そこにございまして、住所については、ここにありますように九段南ということになるかと思っております。

○中野委員 何か、千代田区というところはよかところですよ。いい場所だと思うんですが、私は行ったことも見たこともないんです。総務政策常任委員会が県外調査のときに連れていけばいいんだけど。行ったこともないし、職員が東京事務所に勤務されて、何かあの辺に泊まりますよね。そこもここなんですか。こことはまた別にあるんですか。職員の宿舎か何かありますが、あれとはまた別のところ。

○丸田総務課長 この学生寮がございます東京ビルにつきましては、東京事務所の職員の職員宿舎も一緒に併設されておるところでございします。

○中野委員 同じところ。同じ建物。それはいい場所に2つあって、昔は宿泊もできよったと言われたから、何か100億ぐらいお金をつぎ込んで、東京事務所もそこに入って、何か江戸屋敷みたいに東京宿舎をつくれればいいのにな。そして商売をすれば、一等地にあれば、もうかりやせんですか。学生には安く、職員にも安く、泊まった人にはそれなりの価格で。まあ、50億、100億あればできるでしょう。病院局が50億(笑声)抑えますから、それをこっちに回してもらえれば。いや、冗談抜きです。いいと思うがな。挑戦して。

○丸田総務課長 今、中野委員から御意見をいただきましたように、どういう機能を持たせるかにつきまして、それと整備手法につきまして、PFIとかいろんな手法がございしますので、そういうもろもろ含めまして、今後のあり方について検討を進めていきたいと思っております。

それと、引き続き、よろしいでしょうか。先ほど、中野委員のほうから、青島の青年の家についての売却の状況ですけれども、5月24日に契約を締結しております。売却の相手方につきましては、ハギオさんという個人の方でございまして、金額が4,780万ということになっております。

正確には、ハギオミツヨシさんという個人の方でございします。

○中野委員 悪いけれど、字を教えて。いや、実は、私は報告せにゃいかんことがあるとですよ。

○丸田総務課長 「ハギ」は山口県萩市の「萩」に、尾っぽの「尾」でございまして、「ミツ」は「光」に、「ヨシ」は義理人情の「義」でございします。萩尾光義さんでございします。

○中野委員 わかりました。

○二見委員長 ほかにありませんか。

私、最後に言っていていいですか。

数値目標一覧がある中で、男性職員の育児休業取得率というのがあるわけなんですけれども、今回もちょっと一般質問でも関連するところをさせてもらったんですが、育児休業取得をされる方が28年は3.9%となっているんですけれども、そもそもの育児対象者というのは何人いたのかなど。100人中3人、4人で4%ですが、30人中1人で3%ということで、母数によって全然変わってくる大きな数字だと思うんです。まず、そこを、わかれば教えていただけないでしょうか。

○吉村人事課長 この3.9%、28年度の実績につきましては、分母というのは、毎年、大体同じぐらいで、奥さんである配偶者の方が出産された場合に、男性職員のほうに育児休業をとっていただくということですので、先ほどおっしゃっ

ていただきましたように、実際には4人取得されていまして、数字に直すと3.9%ということでございます。ここ数年は、分母のほうは大体100名前後で推移しております。

○二見委員長 あと、これは取得したか、していないかというのでは、結構少ないのかなという感じも受けるわけなんですけれど、どれくらいの期間とっているのかというのも今度は大事なことです。調べてみると、男性の場合は5日未満とかが非常に多くて、女性の場合は1年からとっていらっしゃる方が多かたりするわけなんですけれども、この3.9%の方々がどれくらい取得されているかというのがわかれば。

また、それをどう考えていくかですよ。1年とった人も1人、1日、5日ぐらいとった人も1人、その2人ともどっちも取得したのであればこの中にカウントされてくると。まだ4%弱ぐらいの方しか取得されていないので、課題設定としては違うのかもしれませんが。まだ段階を踏まないといけないんでしょうけれども、育児休暇を取得された方が13%という目標を持っているわけですから、その中身についてもやっぱり検討していくべきなんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○吉村人事課長 実際にとられました4人の方につきましては、短い方で半月程度、長い方で*3カ月というのを取得されています。大体、女性の方ですと1年前後が多いかなと思っておりますけれども、何が障害になっているかという点につきまして、育児休業は無給、お給料が出ないものですから、その点につきまして、実際にどう生活設計をされていくかという点がポイントになってくる部分もあるかと思っております。それと、業務が忙しいかどうかという面も、実際に出産された時期との兼ね合いとかもあると

思います。

ですので、お給料のほうにつきましては、共済のほうから67%という給付金がございますし、ことしからは互助会のほうでも22日間、2,000円は追加で出るということで、大体若い方ですと8割程度は補填されるのかなという点も、こちら側としては、各所属でとられる場合にはアピールしているところでございます。

実際に奥様を含め御本人も、出産される場合には、子育てマイプランというのを所属でつくっていただきまして、所属でどういった休暇があるとか、どういった育児のための支援制度があるかということをお示しした上で、どういったものを計画していくかということで、アドバイス、協議をしていただいて、そのプランをつくっていただいておりますので、その中でそういったアピールポイントも主張して、取得に向けて促進を図っていきたいと思っております。

○二見委員長 最初、無給と聞いたときに、確かに給料は出ない、共済とか雇用保険から出るということなんだと思うので。今、67%補償されるというので、そこまで育児休暇をとることに対して手厚くなってきたんだな。昔はたしか3割とかぐらいしかなかったと思うんです。5割ぐらいに上がって、今、67。今度、雇用保険のほうでは、2年まで最長延長することができるというふうに変わってきているので、そんな中で、ここまで認められている、補償があるのに、100人中4人ぐらいしかいないというのは、やっぱりさみしいのかなと。

逆に言うと、この96人がなぜとらなかったのかということですよ。そこを、別にとらなかったから悪いということはないんでしょうけれども、今言われたように、無給になることが

※65ページに訂正発言あり

本当に壁になっているのか、キャリア形成に何か支障があると思っているのか、そこら辺を踏まえて、やっぱり制度設計というか、運営を考えていくべきだなと思うので、しっかりそこ辺の情報収集にも努めていただきますようお願い申し上げます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 では、その他報告事項につきましては終了いたしまして、最後に、その他でお願いいたします。

○前屋敷委員 済みません。その他というより、先ほど議案のときに質問をしそびれたもんですから。

議案第2号の課税減免のところ、もう少しお聞かせいただきたいんですけども、7ページの2、改正の内容というところなんですけれど、これは改正されて、改正前と改正後で、改正前は情報通信技術利用事業、コールセンターと言われましたけれど、これはもう役割は果たしたという意味で、今回、農林水産物等販売業が対象になったんでしょうか。

○棧税務課長 このコールセンター、情報通信技術利用事業につきましては、平成23年から27年度まで、全国的に利用の実績が全くなかったということございまして、必要性がないと判断されて、今回、農林水産物等販売業に変更になったというか、変わったものでございます。

○前屋敷委員 今度変わった、この販売業というところは、具体的にどういうところと考えたらいいんですか。

○棧税務課長 ここで言います農林水産物等販売業につきましては、過疎法の第30条におきまして定義されておりまして、「過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を

原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において」、ここが大事なんですが、「主に他の地域の者に販売することを目的とする事業」という定義をされておりまして、県の中山間・地域政策課から総務省のほうに問い合わせてみますと、おおむね他の地域の者を主な購買層とする道の駅等が想定をされているというようなことでございます。

○前屋敷委員 そういう生産物を地元で売らんじゃなくて、よそで販売しなきゃならんということなんですか。

○棧税務課長 売場所はその過疎地域内でございます。購買の相手方が主によその方に対して売ると。

○前屋敷委員 買う人がということですか。

○棧税務課長 はい。

もう一つ、過疎法でございますので、取得価格が2,700万円を超える生産等設備の新設・増設というものに限られておりますので、ある程度対象となるものは限定されるのではないかと考えております。

○前屋敷委員 対象が、一定の規模のものでなければだめなわけですね。

○棧税務課長 そもそも過疎法で対象にしてありますものが、この農林水産物販売業等だけではなくて、取得価格が2,700万を超えるものとなっておりますので、一定の規模以上のものに限られるとなっております。

○前屋敷委員 この過疎地域なんですけれど、県内では、どういったところを過疎地域というふうに見なしているわけですか。

○棧税務課長 おおむねほとんどの地域が入っております。都城市は旧高崎町の区域に限って過疎法がかかっております。あと、延岡市も、旧北方町、北川町、北浦町の区域に限っており

ます。あと、日南市、小林市。小林市は、須木村と野尻町の区域です。あと、日向市、これは東郷町の区域に限っております。あと、串間市、えびの市、高原町、西米良村、木城町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町となっております。

○前屋敷委員 ほとんど全部ですね。わかりました。

それと、もう一点、下の(2)の表の中の誘致企業といいますか、企業立地、これは、誘致企業が対象ということなんですか。

○棧税務課長 企業立地法につきましては、誘致企業というものを主な対象にしておりますが、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律という中で、計画をそれぞれ立てていただきまして、そこで認定されたものが対象となっております。

○前屋敷委員 実績といいますか、これまで活用された件数がわかりますか。

○棧税務課長 企業立地促進法の関係での実績でございますが、平成28年度におきましては、16件の1億5,200万円余の課税免除の実績がございます。

○前屋敷委員 わかりました。ありがとうございました。

○吉村人事課長 済みません。先ほど、二見委員長の御質問への答えが少し間違っておりますので、訂正させていただきます。

男性の育児休暇取得4人の中で、一番長い方は1年半という方がいらっしゃいましたので、訂正させていただきます。

○緒嶋委員 危機管理統括監にお聞きしますが、前、総務部の次長だったから、県民意識調査をしておるということは知っておるわね。その中で、災害に対する備えをしておる人はどのくら

いおるかは知っておられますか。

○田中危機管理統括監 約4割ということでございます。

○緒嶋委員 そのことは、今の立場から見れば、十分だと思っておられますか。

○田中危機管理統括監 危機対応で一番重要なのは、やっぱり自分の身は自分で守るということです。ですので、それぞれ備えをしていただくのもう基本になります。それで、県の総合計画の長期ビジョンでは、これを100%にもっていきたいということで目標を立てておまして、いろんな機会を通じて、ぜひ皆さん方に、備蓄ですとか、そのほかにも耐震化とか家具の固定とか、いろんなことの備えをやっていただきたいということで啓発に努めていきたいと思っております。

○緒嶋委員 その中で、まだ45%は備えを余りしていない、全くしていない。やっぱり危機管理局までできて、やはりこの四十四、五%しか災害に対する備えがないというのは、私はちょっと深刻だと思うんです。特に、南海トラフはいつ起こるかわからん。極端に言えば、あした起こるかもわからんわけですよ。そういう中では、これをどうやって100%にもっていくかという手法を考えにやいかんと思うんです。そのあたりは考えておられるわけですか。

○田中危機管理統括監 これは、やはり皆さんに危機感を持っていただかないとなかなか取り組んでいただけないといかんもんですから、例えばCMでも新聞でも、不気味なCMとか出ましたけれども、そういったのも使って、危機感を切実に感じていただくように頑張っていきたいと思います。

○二見委員長 本日の日程は4時までとなっておりますが、このまま続けてもよろしいでしょ

うか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員 特に、県も一生懸命やっておられるんですけど、住民に一番直結しとるのは市町村だから。市町村との連携の中でいろいろ災害に対する訓練もされておりますけれども、やはりまだ県民の意識としては、南海トラフの地震は起こらんのではないかなというような安心感を持っておる人が、かなり多いんじゃないかと思うんです。30年と、ちょっとスパンが長いので。

そういうことを考えると、もうちょっと深刻に。危機管理局までできてこういう状態というのは、我々としては、極端に言えば、対応しておらんのではないかと思っていいと思う。アンケートの仕方にもいろいろあるのかもしれないけれども、このあたりの意識を改革することから防災対策、災害対策をやらんことには訓練をやっても意味がないわけで。

危機管理的な意味で、自分の身は自分で守るという自覚がどうやれば生まれるかということ、もうちょっと真剣に危機管理局全体で考えていくべきじゃないかなという気がするんですけど、そのあたり、どうですか。

○田中危機管理統括監 南海トラフ地震は30年以内に70%の確率で起こると。70%の確率ということは、ほぼ確実に起こることですので、私どもも今までさまざまな機会を通じて啓発に取り組んでおりますけれども、これ以上に、さらに皆さんに真剣に考えていただくように取り組んでいきたいと思っております。

○緒嶋委員 危機管理局が先頭に立ってそういう取り組みをやらんことにはどうにもならんので、やはり有言実行でぜひ対策というか、PRを含めて、災害に対する備えを自分自身で行う

とみんなに周知するように。これは、交通安全と同じようなことですよ。やっぱり自分のこととして考えるようにもっていかんと、これはなかなか認識が前進せんのではないかと思いますので。

危機管理局全体として、いろいろと検討してほしいということをお願いしておきます。次々ときには、どういう検討をしたか、教えてください。

○蓬原委員 この前から一般質問で、景気よくなって、人手不足社会になって、県の職員の採用試験を受ける人たちが減っているということで、有能な人材が集まらないのではないかなというような危惧の問答があったように記憶しておりますが。

都城市がSPI3とかいう試験をやった。ここ10年間で400人近い人たちが来て、かなりの応募があったということで、それも応募者が少ない中でより有能な人たちを採用するのが目的でやったというのが報道にありましたが。公務員試験は不要だみたいな話なんですけれど。中身がちょっとわからないんですが、皆さん方が専門だと思っておりますけれど、これはどういう試験だったか、わかれば教えていただきたいです。

○吉村人事課長 ちょっと手元に資料がないので、正確には。

○蓬原委員 概要でいいです。

○吉村人事課長 概要としましては、公務員試験にありますような一般的な教養的なもの、法律とか経済とか、そういったものではなくて、数的推理みたいな問題を、時間を設定して、何秒以内にこの問題を解くとかというのが時間ごとになっていきまして、それを試験会場に集まってではなくて、どこでも受けられるというところで、その方の持ち点みたいな形になって応募

していくということです。

民間との競合とかを考えますと、公務員試験は一般教養ですとか、公務員向けの勉強をしないとなかなか難しいというようなこともありまして、都城市さんではそういった方法をとられたんではないかなというふうに考えております。

○蓬原委員 だから、そういう一種の危機感みたいなやつが将来にわたってあるので、少なからず都城市がやったわけですよ。だから、先進事例といえば先進事例。それが果たしていいことかどうか、それはまだわかりません。検証してみないとわからんことですけど。対等とは言いながら、指導する立場の県として、市がそれを先行したわけだから、何がしかの研究なり検証なりやって、調べて、評価する必要があるんじゃないかなと思いましたが、どの程度わかっていらっしゃるかなと思って質問したところです。私は隣のことから、関心が強くて聞いたところでしたけれど。

○吉村人事課長 試験制度の見直しにつきましては、人事委員会のほうで主導権をとっていただいて、我々も意見を申し述べながら、応募人数の確保に努めているところでございます。

特に、技術系の職員につきまして応募者が少ないということで、各部局におきましては、大学との連携ですとか、インターンシップで受け入れて説明会をしたりとかということでPRをしておりますとともに、あと、人事委員会のほうにおきましても、ことしから専門試験の配点をちょっと多目にしまして、教養的なものよりは、実際に技術系の勉強をされた方の専門性に配点が多く行くというような、試験の中身につきましても改善を加えられております。

今いただきました御意見にもありましたように、今後ともどういった試験が採用に向けてい

いものであるかにつきましては、引き続き検討していきながら、人事委員会と協力して改善に努めてまいりたいと思っております。

○蓬原委員 これは記事の話ですけど、技術系が集まらないという議論もあっていましたが、これは市の場合ですけど、土木は1人に対して6人、県の場合はぎりぎりだったと、そういう話がありました。建築は1人に7人と、一般行政職では、一般事務採用予定10人に対して392人来たというような、かなりの高倍率で来たという話が出ていますので。だから県の場合と、ことし一回やってみた市役所とではかなり大きな違いがあるなという数字が報道にありましたので、調査してもらいたいのかな。

○中野委員 委員会資料の6ページ、ここにあるのは、求償するというので請求されたわけですが、これは普通でいう求償権とは別なんですか。求償権が発生したということで求償してもらったということですか。

○藪田危機管理局長 これについては、災害救助法に基づいて、被災県であるところ——この場合は熊本県ですけども——にできるということになっております。

○中野委員 それは、求償権とは関係ないわけ。求償権が発生したということになるんですか。

○藪田危機管理局長 この場合は、熊本県からの応援要請に基づいて災害救助を実施しておりますので、その時点において求償権が発生したということが言えると思います。

○中野委員 災害救助法の場合の求償権というのは、時効があるんですか。

○藪田危機管理局長 その点については、済みません、ちょっと確認をさせていただきます。

○中野委員 続けますが、というのは、各市町村が使ったものを集めて、県がまとめて請求す

るわけですが、市町村で請求漏れとかそういうものがあつた場合にはどうなるかなと思つたんです。それが1点。

それと、29年度に支出が見込まれる費用を合計したとあるから、今から発生するものも求償権ということでできるのかなと思つて。

この2つですけれども。

○藪田危機管理局長 2つ目の御質問ですけれども、29年度に支出が見込まれる経費につきましては、今回補正予算でお願いしておりますのは、現在、公営住宅に避難して、ここがみなしの仮設住宅ということで、お住みなつていらっしゃる方の公営住宅の使用料、これを3月末までいらっしゃるということを前提に予算として組ませていただいております。その他のものについては、現時点においては予算としては計上しておりません。

○中野委員 要するに、まだ発生していないものに求償権というものがあるんだろうかと思つたもんだから。29年度ということは今ですから、今から発生するわけですよ。

○藪田危機管理局長 先ほど御説明いたしましたとおり、現在お住みになつていらっしゃる方については、この災害救助法の適用対象となつておりますので、仮にこの方々が29年度末までこの住宅にお住みになつていらっしゃる場合については、この費用が対象になるということでございます。

○中野委員 今から発生するであろう金額は、534万の中には入っていないということですか。

○藪田危機管理局長 534万の中の内訳としまして、もう既に6月まで経過しておりますけれども、29年の4月以降に係る分については約64万になっております。それ以外の金額については、

既に29年の1月から3月分の公営住宅の使用料並びに28年度に実施しました災害救助に関する事務費となっております。

○中野委員 その六十何万の中は、今6月だけれど、7月以降の分も入っているわけでしょう。

○藪田危機管理局長 御指摘のとおり、7月以降の分も、今現在適用を受けていらっしゃる方が、先ほど申しあげましたけれども、3月まで適用対象でいらっしゃるということを前提にして予算は組ませていただいております。

○中野委員 災害救助法という緊急事態の法律ですから、まだ発生していないはずよな。しないものも求償権があつたといつて、この中に先に請求できるんだろうかと思つて、それで求償権がという意味で質問したところだつたんですけれども。

○藪田危機管理局長 今の御質問でございますけれども、予算として、今回534万、先ほど28年度分と、それから29年の4月以降分を含めて予算計上させていただいておりますけれども、熊本側のほうからは、28年度もそうでしたけれども、求償期間を区切って実際に求償の事務を行うことになっておりますので、現時点でいいますと、先に7月以降の分について熊本県に対して求償するということではございませんで、実績に基づいて求償を行うということになります。予算としては29年度末までのものを今回お願いをしているところでございます。

○中野委員 そんなら、実際の支払いがあつた後に、その都度その都度か、将来まとめてか、年度内にまとめてか、請求するということですね。わかりました。

○藪田危機管理局長 それから、先ほどの御質問でございますけれども、災害救助費につきましては、6ページのフロー図にございますとお

り、今回の場合、本県は熊本県に求償いたしま
すけれども、熊本県は、本県を含めた各県から
の求償に基づいて全体を取りまとめたものを国
とやりとりをいたします。救助費については国
庫補助の制度がございますので、この国庫補助
金の確定がなされた後の、例えば先ほど申し上
げたように、漏れがあったとかいうことになっ
た場合、その求償を改めてすることは困難では
ないかと思えます。

○中野委員 そういう市町村はないとは思っ
けど、よく指導してください。

○二見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、以上をもって総務部
を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさま
でした。

暫時休憩いたします。

午後4時19分休憩

午後4時23分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず採決についてですが、委員会の日程の最
終日に行うことになっておりますので、明日行
いたいと思えます。開会時刻は14時としたいの
ですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのように決定いた
します。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 何もないようでしたら、本日の
委員会を終了したいと思います。よろしいで
しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上をもちまして、本日の委員

会を終わります。

午後4時24分散会

平成29年6月22日(木曜日)

午後2時1分再開

出席委員(8人)

委員	長	二見康之
副委員	長	岩切達哉
委員		緒嶋雅晃
委員		蓬原正三
委員		中野一則
委員		松村悟郎
委員		河野哲也
委員		前屋敷恵美

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課主査	原田一徳
総務課主任主事	日高真吾

○二見委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に、賛否も含め、御意見をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 なければ、採決を行います。

議案等につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号、第2号及び報告第1号につきましては、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議なしと認めます。よって、

各号議案につきましては、原案のとおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

昨日もお話を伺ったところなんですけれども、御一任というようなお声もいただきましたので、正副委員長のほうでつくらせていただきたいと思います。と思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りいたします。総合政策及び行財政対策に関する調査については継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

暫時休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時7分再開

○二見委員長 委員会を再開いたします。

7月19日の閉会中の委員会につきましては、先ほど御意見をいただきましたので、その内容で委員会を開催することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○二見委員長 以上で、委員会を終了いたします。

午後2時7分閉会